

資料編「千一問」試訳

本編は、『カラム』の第61号から第85号までに掲載された「千一問」の質問(Q)とそれに対する回答(A)を日本語訳し、掲載順に配列したものである。質問冒頭のQ.xxx(yyy-zz):xは編集の過程で付けた通し番号、yは『カラム』の号数、zはその号のなかで掲載された順番を指す。書誌情報は号ごとに付した(なお、66、70、71号は掲載なし)。

- 訳文中の()は原文に現れる表現、[]は原文にはないが日本語訳において補った表現を指す。
- 回答において聖典コーランが引用されている部分は、訳文はマレー語からの直訳として、注にコーランの日本語訳(井筒俊彦訳『コーラン(上中下)』岩波文庫、1957)の該当部分を示した。
- マレー語、アラビア語などの原語をそのまま表記する場合、必要に応じて注釈を付した。注釈は、初出の箇所のみ記し、2回目以降は省略したが、その場合下線を付して前の箇所に注釈を入れたことがわかるようにした(一つの質疑応答の中でのみ複数回出てくる語は除く)。複数の質問に登場する語とその注釈は以下の通り(五十音順、最後の数字は初出箇所の質問の通し番号)。

- イシャー[夜の礼拝、419]
- イジュティハード[コーランなどに明文化されていない問題に関して、独自の解釈で法的判断を下すこと、414]
- イジュマー[イスラム法の法源としての合意、449]
- イバーダート[信仰行為、416]
- イマーム[イスラム教の宗教指導者、438]
- カダー[埋め合わせのため後から行うこと、471]
- カリマ[御言葉、416]
- クンドゥリ[共食儀礼、421]
- ザカート[喜捨、429]
- ザカート・フィトラ[義務的な喜捨、441]
- サダカ[自発的な喜捨や慈善行為、421]
- キヤース[類推、470]
- ズフル[正午過ぎの礼拝、451]
- スンナ[ムハンマドの慣例・習慣、414]
- タウヒード[神の唯一性、469]
- タクビール[「アッラーは偉大なり」と唱えること、422]
- タフリール[「アッラーの他に神なし」という句、449]
- マクルー[禁止ではないが忌避すべき行為、414]
- ハリ・ラヤ[祝祭、断食明けの祝祭を指すことが多い、436]
- ファトワ[法学者がイスラム法に基づいて判断を下す法學裁定、416]
- ラカート[礼拝動作の単位、418]
- ルバイ[イスラム知識人、443]

■ 第61号 [Qalam 1955.8: 39-40]

Q.414(061-01)

先号で「家族計画と産児制限は中絶と関連付けることは可能か」ということについて我々は回答すると約束した。よってここでは両者の違いについて論究してみよう。

A.414

先号では家族計画と産児制限について詳細に解説し、宗教法に関する事柄との関係性においてそれらの方法を一つ一つ説明した。これらの説明から明らかなことは、両者の方法は子種が交わることを防ぐために実施されているということであり、この事項に関するいくつかのハディースの伝承を以て、使徒ムハンマドの時代に行われていたアズル[陰外射精]の事項と関連付けられるということである。

しかし、中絶という方法は果たしてどうなのだろうか。子宮内の胎児を墮ろすとは、既に成長した受精卵を墮ろすことを意味する。このため、ウラマーらはマクルー[禁止ではないが忌避すべき行為]や禁止などの法的判断を下す前に、既に母親の子宮に宿った胎児を墮ろすことによる本人に及ぼす結果または災い、あるいは、もしあるとすれば、利益についてまずは調査すべきである。

今や我々は科学の時代に入った。よってもし本気で調査しようと思うならば、その問題に対して法的判断を下すために状況の妥当性を知ることが、ウラマーらにとって極めて容易いだろう。

先ほど我々は、子供を墮ろすことと産児制限の間には大きな違いがあると述べた。もし我々が中絶(母親の子宮内に着床した受精卵を墮ろすことは、英語

でabortionという)について詳細に理解しようとするれば、それが認められる、または許されるのか、そしてマクルーか禁止なのか、我々は説明することができるだろう。

神はコーランの中で、母親の子宮内で子供が創られる過程に関して以下のように仰せになった。

「まことに我らは、人間を土から創造した。次にそれを精子にして、確かな場所(子宮)に納めた。次いでその精子から我らは一つの肉の塊を作った。そしてその肉から骨を作り、それらの骨を肉で覆った。そして我らは新たな創造物を作った。すなわち、完璧な創造物である人間を。最も恵みを与え給う御方アッラーは最高の創造者であられる」(コーラン「信仰者」の章第12-14節)¹⁾。

上記の節の中では人間が創られた方法が記されている。すなわち、始めにどのようにして創られ、母親の子宮の中で完璧な創造物に至ったかという過程が説明されている。アブー・ダウードの伝承によるハディースの中では、いつ魂が吹き込まれるのかが伝えられている。

「まことにあなた方の創造は、母親の体内で40日間[組織が]結集され、同様に(40日間で)凝血となる。それから(40日間で)肉塊となる。次にアッラーは一人の天使を遣わされ、天使は次の四つのことを書き留めておくよう命ぜられる。それは胎児の生計と行いと寿命、そして幸不幸についてである。次に胎児に魂が吹き込まれる」(アブー・ダウードによる伝承)。

このハディースから明らかなのは、3回の40日(120日)間を経て、母親のお腹の中にいる子供に魂が吹き込まれるということである。上記二つの文言を合わせると、子供の誕生過程の一つ一つが明瞭に説明されている。これらの文言は中絶を容認するための説明だろうか、あるいはアッラーのスナ[Mハンマドの慣例・習慣]に従って定められた人間の誕生に関する説明だろうか。

もしこの文言が、中絶の容認としての説明であったとすれば、つまり人間の誕生に関する説明が、既に成長したものを傷つけるための根拠となるならば、このような見解は、宗教の観点からも、また一般的観点からも多くの反対を受けることになるだろう。誕生に関する定めは(国の)刑法にも適用される。すなわち、子

宮内の既に命ある子供を墮ろすことは、一人の人間を殺すことと見なされるのだ。刑法上あるいは宗教法の上いずれにおいてもこの行為は禁止とされる。しかし、もしその時期に至る前、すなわち女性が妊娠したと正確に発覚した後に中絶した場合、それは法的にどうなるのだろうか。この点について判断を試み、これは法的にマクルーに過ぎないと述べる人もいる。この件において提示された根拠は不適正かつ不明瞭であり、その説明も曖昧であった。提示された根拠は常に他人の見解に基づいたものであった。それはアッラーの啓典や使徒ムハンマドのスナを典拠とした独自のイジュティハード[コーランなどに明文化されていない問題に関して、独自の解釈で法的判断を下すこと]による見解ではない。

上述のような科学の進歩に関連して、現代の我々ウラマーにとって、女性が子供を墮ろした場合、まずその人の状況を調べることが非常に不可欠となる。例えば、もし妊娠1ヶ月になったばかりの場合にいかに身体に影響があるのか、そしてそれが2ヶ月、3ヶ月であった場合はどうなのか、ということ調べべきである。

もしこれらが全て危険を及ぼす、つまり母親の健康を損ない、死の危険性を招く可能性があるということ了我々が分かっているならば、それは法的に禁止であるということは明白だ。

実際には、中絶すること、とりわけ胎児の年齢が3ヶ月を過ぎた後に墮ろすことを容認するいかなる説明も、健康上また宗教上いずれの観点からも我々は見つけることができなかった。教育を施すことができない、あるいは食事を与えることができないことを恐れるがゆえに中絶を望むならば、その行為は法的に禁止であることは明らかである。明らかなのは、これが母親を守るためという理由であったとしても、そうでなかったとしても、禁止であることは明らかである。さらに、ふつうは強制的に中絶をすれば母親の健康は妨げられ、己の身を危険に晒すことになるのだ。

■ 第62号 [Qalam 1955.9: 25-28]

Q.415 (062-01)

現在新聞では、普通に行われているような、病院に安置されている遺体の解剖を行うべきではないという要求が大々的に報じられています。ゆえに私は、なぜ解剖は行われるのか、またその行為は法的にどうなるのかという質問をしたいと思います。

1)「我ら人間を創造するには精選した泥を用い、次にその一滴ががっしりした容器の中におさめ、次いでその一滴から凝血を作り、ついでその凝血からぶよぶよの塊を作り、その塊から骨を作り、さらにその骨に肉を着せ、こうしてようやく新しい生き物を産み出した」(「コーラン(中)」p.217)。

A.415

通常、病院での検死解剖は英語で“post mortem”と言う。すなわち、その人物の病名や死に至った理由が分からない遺体を解剖する行為である。即死、自動車との衝突死、溺死、そして突然死した者、つまり故意に何かをされて死亡したのかどうか判然としない死に方をした人々の遺体に対しては、検死解剖を実施することが望まれる。なぜなら、医師が検死解剖を行わなければその死因について、本人が引き起こした原因による死なのか、あるいはその人物に加えられた他の原因によるものなのかを知ることができないからである。

既に死亡した人の病気について医師は知ることができない。死者は血流が止まっているからである。また、血流がなければX線検査をする（その人物の身体のレントゲン写真を撮る）ことができない。したがって、そうした人の死因を明らかにするには解剖する以外に方法がないのである。実際のところ、その遺体はありのままに、すなわち暴力が加えられることなく死亡したのか、あるいは暴力が原因で死亡したのかを、その解剖によって調査することができるのだ。

これら全ての説明は、検死官 (coroner) によって必要とされる。検死官は、解剖を行った医師の検死報告をふまえて死因を断定する。この事柄に関して質問をした際、ある医師が一例を挙げた。医師が言うには、ある人物が自動車にぶつかり、直ちに倒れて死亡した。そこで解剖を行ったが、車との衝突が死因となったのか、あるいは本人の病気のせいなのか判然としなかったという。一方、次のような事例もある。ある人物が自動車にぶつかり、その数日後に死亡した。ゆえに車との衝突が死因となったのか、あるいは他の病気が死因となったのかを検死する必要がある。これら全ては、医師がその死者の死亡診断書を作成するために必要となる。

前述の事柄は、一般的な死に方をしたのか、あるいは何らかの暴行が加えられて死亡したのかを断定するために法律で要求されている。したがって、遺体の検死解剖を行うことは不可欠となる。また、病院に安置されている遺体はその病院で治療を受けていた場合、または医師がその死因 (病気) を知っていた場合には解剖は行われぬ。これらは全て、その人物が他人とは関係なく死亡したのかどうか、慎重に死因を断定することのみを目的としている。というのは、以下のような事例が生じたことがあるからだ。すなわち、ある人物が首を吊って死亡しているのが発見され、(解剖さ

れることなく)その後すぐに埋葬された。しかし、その後状態が調べられ、その死因は首吊りではなく暴力によるものという疑いが浮上した。そこで遺体を再び掘り起こさざるを得なくなった。そして解剖の末、その人は実のところ首を締められて死亡したことが判明した。

この事項に関してイスラム法ではどのような見方がされているのだろうか。ウラマーの間には見解の相違がある。遺体の解剖を許可するものもいれば、禁じているものもある。それを禁じる一派は以下に挙げる、信者の母アイシャによって伝えられた預言者ムハンマドのハディースを規範としている。「まことに遺体の骨を砕くことは、生きている時にそれを砕くのと同じです」。

遺体に敬意を払い、傷つけてはならないと述べるハディースは他にもいくつかある。

遺体の解剖を許可する一派は、解剖によって生じる損害より有益性の方が大きいと結論付けている。このウラマーらは上記の例をもって説明する。例えば、ある人物が暴力を持って死をもたらしたと疑われたとする。そして解剖によってのみ、その死者が殴られたのか、または毒を飲んで死亡したのか、あるいは本人の病気が原因で普通に死亡したのかを断定できるということだ。

シャーフィイー学派を規範としていようがいまいが、イスラム教のウラマーは、死者が他人が所有権を持つ宝石または金、あるいは高価な物は何でも、それを飲み込んでいたと判明した場合、その腹を切開し、それを受け取る権利のある人に渡さなければならないと述べている。

この問題におけるシャーフィイー学派のウラマーらの議論には、『アル＝マズハブ』第5部300ページに記された以下のようなものがある。

「もし他人が所有権を有する一粒の宝石を死者が飲み込んだまま死に、後にその所有者がそれを求めた場合、遺体を解剖しその宝石を所有者に返さなければならない。しかし、もし死者がその所有権を有していた場合、この問題には二つの説明がある。第一は、解剖しなければならないという説明である。なぜなら、その宝石は相続人に所有権があるからだ。すなわち、他人が所有権を持つ宝石に適用される法と同じである。第二の説明は、解剖は必須ではないというものである。なぜなら、死者は存命の時にその宝石を使い果たしたのであり、相続人には関係がないからだ」。

他人が所有権を有する高価な物を飲み込んだ場合、死者は解剖されなければならない、ということは明らかである。しかし、もしその所有権を死者本人が有していたならば、シャーフィイー学派のウラマーらは見解を異にしている。すなわち、先程述べた説明のように、解剖を義務とする者もいれば、そうではないとする者もいる。

前述の説明から明らかなのは、我々の時代において病院で行われているような、何が遺体の死を招いたのかを検死することを目的とした遺体の解剖は禁止されていない、ということである。もし様々な学派のウラマーらが、死者が存命中に高価な物を飲み込んでいた場合に遺体を解剖するよう義務付けていたならば、死因を検視するために行われる病院での解剖はより重要だと思われる。なぜなら、それを求めることは有益だからだ。

Q.416 (062-02)

8月に発行された号の中で、戦闘に関する記事において引用されたコーランの節の一部によると、アッラーはイスラム教徒以外を指導者に選ぶことを禁じられた、と解説されているのを私は見つけました。同様に、コーランの節と法の原理に基づいた説明のもと、イスラム政党だけを選ぶことを義務付けるウラマーのファトワ〔法学者がイスラム法に基づいて判断を下す法学裁定〕を私は読みました。したがって、これからインドネシアで行われる総選挙とマラヤで去る7月27日に行われた総選挙は、イスラム教の観点から法的にどうなるのかについて、説明して頂けることを大いに望みます。両者は異なりますか、あるいは同じですか。

インドネシアはイスラム教徒の国家であり、マラヤもまたイスラム教徒の国家です。ゆえにもし法的に同じと判断されるとしたら、私は1955年7月25日付けの『ウトゥサン・ムラユ』の新聞記事に戸惑いを感じます。その中でムフティ〔ファトワを出すことができるイスラム法学者〕・アブドゥッラーは「私は騙された」と述べ、挙句の果てにムスリムがムスリムを選ぶことは独立の達成を阻むとするファトワを「禁止ではない」と述べています。もしUMNOと連盟をくんだ非ムスリム候補者を選んだとしても、それは「禁止とはならない」ということです。それどころか、マレー半島の独立を達成するために時勢的また政治的に要求された道だということです。

ムフティ・アブドゥッラーの法的判断は、『カラム』

誌の中で説明されている法的判断と相反するようで、特に12名のキヤイ〔イスラム指導者〕が署名した法的判断がそうです。

至高なる神の真の法はどうなっているのか、多くの人が満足のいく説明をして頂けることを願います。

A.416

その論拠となったコーランの節の目的は明白かつ明瞭であり、曲解することは許されない。それはインドネシアあるいはマラヤのイスラム教徒だけに向けられたものではなく、全てのイスラム信徒に向けられたものである。どこにしようとアッラーの掟を遵守し、その神の法が実施されるよう努力することがイスラム教徒にとっての義務である。こうした理由から、イスラム教徒だけから成る組織の中から代表を選ぶことが、各々のイスラム教徒にとって義務となっている。なぜなら、以前の号で掲載したコーランの節にあるように、イスラム教では、イスラム信徒が指導者として異教徒を選ぶことははっきりと禁止されているからだ。

非イスラム教徒を選ぶことを容認する考えの人々に関してだが、彼らはおそらく次のような意見を持っているからであろう。すなわち、彼らは西欧の人々の用語に従って宗教を意味付けているのだ。つまり、宗教は国家の統治とは無関係であり、それはイバーダート〔信仰行為〕に限定され、それ以外にはない、という考えである。このような見解は全くの誤りである。イスラム教を日々の生活規律及び国家規律から完全に切り離すことは不可能である。イスラム教を国家の政治と完全に切り離すことは許されず、ゆえに自分たちがいる国において神の法を実施することを、イスラム教徒には求められているのだ。

マレー人（イスラム教徒）の有権者の多くを見ると、非イスラム教徒の中から彼らの代表を選ぶという、全くもって違反となる行為が行われている。それはイスラム教徒自身、あるいはイスラム社会に対する違反となるだけでなく、イスラム教徒の指導者として異教徒の人々を選ぶことを禁じるアッラーの御言葉に反している。このような違反に対しては、後に彼ら自身の環境の中で神の審判が下ることになるだろう。

ペナン島のムフティであるハジ・アブドゥッラー・ファーヒムが前述のファトワを否定する際に述べたように、独立を達成するために明白なる神の命令や警告に対する違反を容認することを許す文言があるという根拠を、我々はコーランあるいは使徒ムハンマドのスナナのなかにひとつも見つけたことがない。もし根拠

があるならば、彼にそれを提示するよう勧めたい。さらに、それを許す彼のファトワは、彼を取り巻く状況との関係性から生じた圧力により出されたのではないかと我々は考える。もし我々のこの推測が正しいとすれば、明白な神の御言葉の尊厳を変わず守るために立ち上がるよう、アッラーが彼に援助と御導きを与え給わんことを願う。

一方、先ほど我々が述べたように、イスラム教は国家の政治と切り離すことはできない。よってここでは、次のような注意を喚起することが実に望ましいと考える。すなわち、各々のイスラム教徒が「まことに私の礼拝、私のイバーダート、私の生命、そして私の死はアッラーの御ためにあります」と神の御前で一日5回の証言をした後、アッラーのカリマ〔御言葉〕を守るために、力、財産、そしてもし必要ならば命を一遍に犠牲にしなければならないということだ。それはアッラーの法を施行できるような国家を樹立することを意味する。なぜなら、アッラーの掟を以て法を定めない者は誰でも、確実に残忍で罪深く、そして不信仰者であるからだ。

上記の説明を補強するため、この事項に関するコーランの節を以下に引用する。

「信ずる者たちよ！ 汝らの一員ではない者と親密になつてはならない。(なぜなら) 彼らは常に汝らの上に不幸が降り掛かるよう(努力することを) 止めないし、汝らが苦難に遭うことを願っているからだ。まことに彼らの口からは憎しみがほとぼしっている。しかし、彼らの胸の内に秘めているものはさらにひどい。まことに我らは、汝らが悟るならば、既に汝らに諸々のしるしを明らかにしてやった」(コーラン「イムラーン一家」の章第118節)²⁾。

「イスラム教徒よ！ 汝らは彼らに友愛の情を示しているが、彼らは汝らを愛していない。汝らはコーラン(の内容)の全てを信じているが、彼らは汝らに会う時、『私たちは信じている』と(だけ)言う。しかし、汝らと別れた後、彼らは汝らに対して抱く敵意の激しさに指先を噛む」(コーラン「イムラーン一家」の章第119節)³⁾。

2) 「これ、信徒たち、決して他よその連中と親しくしてはならぬぞ。彼らは汝らを破滅させるためならどんなことでもいとわぬ者ども。ひたすら汝らがひどい目に遇うようにとばかり願っておる。はげしい憎悪が彼らの口にははっきり出ている、が、胸にひそめたものはそれよりもっと恐ろしい。さあ、こうして我らは汝らに神兆をすっかり説き明かしてやったのだ、ただ汝らの方にそれがわかるだけの頭がありさえすれば」(『コーラン(上)』p.110)。

3) これこれ、その者ども、汝らは彼らが好きらしい、向うでは

「信ずる者たちよ！ 汝らより前に啓典を授けられた民のうち、汝らの宗教を馬鹿にし、あざ笑う者たちを指導者にしてはならない。もし汝らが真の信仰者ならば、アッラーに忠実に従いなさい」(コーラン「食卓」の章第57節)⁴⁾。

「汝らが彼らを好きになるよう、彼らは汝らに誓う。汝らは彼らのことを好こうが、アッラーは罪深い者を嫌い給う」(コーラン「牝牛」の章第96節)⁵⁾。

紙面に限りがあるため、以上の説明で十分だろう。他にも数多くの節が、我々がどこにしようとアッラーの法を施行できるようにそれ遵守することを警告している。願わくは我々一同にアッラーが援助と御導きを与え給わんことを。

■第63号 [Qalam 1955.10: 39-41]

Q.417(063-01)

酒飲みの人間が捧げた礼拝は有効ですか。ある時酒を飲んだ後に礼拝を行い、自分の努力に対し祈り、そしてその成功に対し神に感謝したならば、それは有効でしょうか。この事柄に関する貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.417

イマーム・アフマドやブハーリーなどは、アブー・フライラが伝える次のような使徒ムハンマドの言葉を伝承している。「姦通を犯す者は、それを行う時は信仰者ではなく、盗みを働く者は、それを働く時は信仰者ではなく、また酒を飲む者は、それを飲む時は信仰者ではない」。

つまり、もし信者が姦通、窃盗、飲酒といった大罪を犯したならば、それを行った時、その者から信仰は離れていく。なぜなら、相反する二つの事柄が一人の人間の中に同時に存在することはあり得ないからだ。その罪を犯すことを止めた時にのみ、初めて信仰が再びその者の元に戻ってくる。

どれくらいの期間をあければ良いのかについては、我々は言及することができない。なぜなら、その時間的間隔に関する文言を我々はまだ見つけていないか

汝らのことなど好きでもないのに。汝らは勿論、聖典は全部信じておる。ところが彼らは、汝らに面と向えば「我々も信じている」、などと言うくせに、自分たちだけになると憤怒のあまり汝らに向って指を噛む」(『コーラン(上)』pp.110-111)。

4) 「これ、汝ら、信徒の者、汝らより以前に聖典を授けられ、汝らの宗教を嘲笑したり馬鹿にしたりしている者どもや、信仰なき者どもを決して仲間と思ってはならぬ。アッラーを懼れまわれ、もし汝らが本当の信者であるならば」(『コーラン(上)』p.188)。

5) 『コーラン』の該当箇所これにあたる表現はなく、誤記か。

らだ。

他にも、イマーム・アフマドとアルハキムの伝承による次のようなハディースがある。これはイブン・アッパースによる、真正な伝承者経路を以て伝えられた預言者ムハンマドの言葉である。「私の所へ天使ジブリールがやって来て、『ムハンマドよ、まことにアッラーは酒を呪われる。そしてそれを絞る者、絞ってもらう者、それを求める者、それを飲む者、それを所持している者、それをもたらす者、それを売る者、それを買う者、それを注ぐ者、そしてそれを飲まされる者を呪われる』と言った」。

困難に陥っている時はアッラーの助けを求めるが、幸福な時は神の御授けを忘れ、背信行為を犯す人々の状態は、言うまでもなく神によって激しく呪われ、嫌悪される。そして、これこそが我々の周囲でしばしば起きている状態である。

至高なるアッラーは次のように仰せになっている。「人間は災難が降り掛かると、横になって、あるいは座り、または立って我らの助けを乞う。我らが災難を取り除いてやると、降り掛かった災難から助けを乞うたことがまるでなかったかのように通り過ぎる。過ちを犯した者どもは、このようにして自分たちのしたことが立派に見えてくるのである」(コーラン「ユースス」の章第12節)⁶⁾。

Q.418(063-02)

集団で行うタラウィーフ[ラマダン月に夜の礼拝後に捧げる礼拝]は、20ラカート[礼拝動作の単位]を満たなくても足りるのか。スナナとして行うタラウィーフの礼拝は20ラカート行う必要があるのではないのでしょうか。

A.418

スナナとして行うタラウィーフの礼拝は8ラカート以上行うことが許されていて、ラカート数の制限はない。それを制限するハディースは存在しない。我々にとってより安全なのは、以下の預言者ムハンマドのハディースに則って8ラカート行うことである。「ジャビールは伝えている。実のところ、預言者は彼ら(教友ら)と共に8ラカートの礼拝を捧げられ、その後

6)「災難にみまわれると大声あげて我らを喚び寄せ、いても立ってもいられないようにするくせに、そのわざわいを取り除けてやると、今度はまるで災難にみまわれて我らを喚んだことなどこへやら、すまして向うへ行ってしまう。要するに分をわかまぬ者どもは、自分の所業をさも立派なことだと思こんでいる」(『コーラン(上)』p.332)。

ウィトル[夜の礼拝の後に行う、限りなく義務に近い礼拝]の礼拝を行われた」(イブン・ヒッバーンとイブン・ハジーマの伝承による真正ハディース)。このハディースは真正であり、ハディース学者によりその真正性は認められている。

一方、次のような伝承もある。「イブン・アッパースは伝えている。断食月に預言者は、集団にならずに、20ラカートの礼拝を捧げられた。そして次にウィトル(の礼拝)を捧げられた」(バイハキによる伝承)。しかし、このハディースは脆弱と見なされている。なぜなら、伝承者経路の中にアブー・シーフ・イブン・ウスマーンという名があり、彼は弱い(信頼性が低い)とされているからだ。この事柄をより明らかにするためには、プハーリーとムスリムの伝承による真正ハディースを挙げる必要がある。それは以下の通りである。「アーイシャは伝えている。神の御使いはラマダン月でも、また他の月でも、11ラカートより多くはなさいませんでした。その完璧さや長さなどについてはお尋ねにならないで下さい。つづいてあの方は再度4ラカート行われましたが、その完璧さや長さなどについてはお尋ねにならないで下さい。次いであの方は3ラカート行われました」。

このハディースが意味するところは次の通りである。それは、預言者ムハンマドはタラウィーフとウィトルの礼拝を11ラカート捧げられた、すなわちタラウィーフの礼拝を8ラカート、ウィトルの礼拝を3ラカート行われた、ということである。我々が説明できるのは以上である。

Q.419(063-03)

私の住む場所には、男女が集団で礼拝を行うスラウ[礼拝所]があります。とりわけマグリブ[日没後の礼拝]の時間に、男性は前列に並び、女性は後列に並びます(その間に仕切りはありません)。マグリブの礼拝が終わると、男性は全員後ろを向き、後ろに並んでいる女性と向かい合います。そしてイシャー[夜の礼拝]の時間が来るまで、彼らは単なる世俗に関する様々な事柄についておしゃべりをしています。このような事は宗教の規則に反することになりませんか。

A.419

次のような伝承がある。「男性にとって最も良い列は最前列であり、最も悪い列は最後列である。また女性にとって最も良い列は最後列であり、最も悪い列は最前列である」(プハーリーの伝承による真正ハディース)。

ス)。

この二つのハディースの中で、集団礼拝において女性は後方に並ぶことが明確に示されている。この法は絶対的な命令であるため、これに手を加えることは許されない。真正な文言に従えば、女性が集団礼拝に参列する場合、挨拶の言葉を唱えた後に、女性が解散して集団礼拝を行ったモスクやスラウから退出するまでの間、男性はしばし待つ必要がある。さらに、女性がモスクで礼拝をすることは許されるが、最善なのは自宅で行うことだと伝えるハディースもある。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「女性にとって最も好ましいモスクは、彼女の家である」(アルハキムの伝承)。

「ウンム・サラマは伝えている。普段、神の御使いが(礼拝の終了時に)挨拶の言葉を唱え終わると、女性が立ち上がり出て行くが、神の御使いはしばし座しておられる場所にじっとしておられた。私たちはこうした神の御使いの行動は、男性より先に女性がまず(モスクから)去ることを意味していると考えました(アッラーが最もよく知り給う)」(アフマドとブハーリーの伝承による真正ハディース)。

この説明から、質問にあるようなモスクで語り合うことは禁止されている、ということは明らかである。

Q.420 (063-04)

もし願いの一つ一つが叶えられたならば断食を行うと誓約することは許されますか。また、その誓約を果たすことは義務となりますか。

A.420

宗教の道へ繋がる誓約の方法として一番いいのは断食であり、聖者廟に参詣する、あるいは黄色い飯を焚くなどといった行為ではない。ある人が断食を誓約し、もし願いが叶えられたとしたら、その人物はその誓約を果たすことが義務となる。もしその人が死亡した場合、その事実を知っていたならば、その家族がそれを果たすよう命じられている。それは次のハディースのある通りである。「イブン・アッバースは伝えている。ある女性が預言者の元へやって来て、『神の御使いよ、私の母は「断食の誓約」を果たさずに亡くなりました。それを彼女に代わって私が行うことは許されますか』と尋ねた。神の御使いは『こう考えてみてください。もし仮にあなたの母親に負債があったとして、あなたが代わりにそれを返済したとすれば、彼女の負債はなくなるのではないですか』と申された。彼女は『はい』

と答えた。預言者は『あなたの母親に代わって断食をしなさい』と申された」(ブハーリーとムスリムによる伝承)。「ある女性が航海のために船に乗った。そして彼女は、もし神が御助け給うならば、一ヶ月間断食を行うと誓約した。神は彼女を助け給うたが、彼女は死ぬまで断食の誓約を果たさなかった。そこで預言者の元に(彼女の)親族の一人がやって来て、この事について語った。そこで預言者は『代わりにあなたが断食を行いなさい』とおっしゃった」(アフマド、アルニサーイー、アブー・ダウードによる伝承)。

■第64号 [Qalam 1955.11: 37-39]

Q.421 (064-01)

この国におけるイスラム教徒の多さを見ると、またこの国においてイスラム主義の原則を固守するというPAS(汎マラヤ・イスラム党)の理想を見ると、無論彼らは全てのイスラム教徒から支持を得られるはずでした。しかし、状況は違っていました。先の総選挙においてPASは、マレー系の有権者からなる地区において、UMNOの候補者に負けただけでなく、華人系の候補者にも負けたからです。そのような状況が生じた理由は何でしょうか。

A.421

この質問に回答する前に、PASはどのようにして設立されたかについて質問者の関心を促す方がいいだろう。イスラムに基づく組織を設立するという理想は、長い間本誌が進言し、提案してきたことだった。UMNOの主催によりこれを目的とした最初の協議会が開かれ、次いでパタワースで協議会が開かれた。本誌はその団体が政党規律を持って結成されるよう進言したが、その後援者の多くがUMNOやMPの党员で成り立っており、政党規律の制定を決定することはできなかった。このため、UMNOやMPに対してまだ愛着を持っている人々の資金によってこの団体は活動しており、彼らの指導下にあるのだ。そして結局のところ、その両党の間に争いをもたらすような問題が生じた際に、PASは態度を決めることができないのである。

本誌『カラム』だけが唯一、政党規律を持つとうとしないPASの政策に対して批判した。それゆえ、『カラム』は初めPASの党员から次のような批判を受けた。それは、『カラム』は以前イスラム政党を設立するよう進言していたが、それが一旦設立されると、今度は攻撃に転じるようになった、というものだった。『カラム』がPASを非難する理由は、もし政党規律を設けなけれ

ば、政党が成功を収めることはできないし、その主張を固守することもできないと考えるからだ。最終的には、『カラム』の批判を上記のPAS指導者らが認識し、自覚するところとなった。

その主張があまりはっきりしないがゆえに、PASは国民から十分な支持を得ることができないのである。そのうえ、PASの指導者はその対策を迅速に講じることができなかつた。なぜなら、PASは設立されてから2年以上経っているが、総選挙の2週間前になって初めて登録が認められたからだ。

見解の異なる他人の要求に応ぜざるを得ないことは、政治団体の運営において非常に難しい問題となっている。そういったやり方で機能することは極めて困難であり、それゆえ以前のPASは民衆に求められる、あるいは望まれるような組織ではなかつた。なぜなら、指導部自体が分裂していたからだ。すなわち、UMNOとMPの意見の党派に従ってばらばらの方針を取っていたからだ。このようなはっきりしない姿勢こそ、PASが国民から歓迎されないように見える理由である。またそうした状況により、公的に彼らの政策について明言できなかったのである。したがって、連邦総選挙が行われる前の時点で、社会におけるPASの勢力は極めて脆弱だったことは明らかである。そのようなPASの状況を知った後に、PASの指導者たちは神のスンナをまず実行すべきである。すなわち、まずは自らの主張を固守することを可能にする全ての勢力を社会の中に植え付けるべきである。なぜなら、いかなる自然の法則においても、勢力を追求するためにまずは根を張らなければならないからだ。そこで初めて勢力を求めて外に出て行くのである。

まずPASは、総選挙に入る前にその脆弱性を知り、その立場を正し、自らが政党規律を持ったイスラム組織であることを前もって宣言すべきである。次に、村落でその翼を広げる努力をする。すなわちイスラム教徒に対し、宗教に対する彼らの責任について説くのである。そこで勢力を得た後に、つまりイスラム教徒がその責任を理解した後に、第二段階として初めて総選挙に参加する努力をするのだ。それは、現在のような状態とは違い、PASが国民から信頼を勝ち得た後の段階である。PASはその脆弱性ゆえに、宗教のためではなく、今日彼らが行っているような、議席を追求するためだけに働いている、と彼らのライバルに非難されやすい状況に陥っている。

これこそがPASの脆弱性の要因であり、それに対

するPASの指導者たちの注意不足により、影響を受けた多くの人々がイスラム教徒よりも華人の方を選ぶに至ったのである。その他の要因としては、職員と車の不足が挙げられる。また、我々イスラム教徒が総選挙の投票においてめぐらされた策略について未だ知らないということも挙げられる。その策略とは、他の党の車に乗ってはいけるが、別の党を選ぶこともできる、というものだ。

将来と向き合うために、イスラム教徒はこのような間違いに注意を払うべきである。

Q.422 (064-02)

死者の没後数日ごと、すなわち7日目、20日目あるいは40日目に故人の冥福を祈るクンドゥリ [共食儀礼] を行うことは義務もしくはスンナですか。またそれは法的にどうなりますか。

A.422

この問題については既に本誌で回答済みだが、読者に満足してもらうために、タクビール [「アッラーは偉大なり」と唱えること]、あるいはその他の句を唱えたりすることによる報酬は死者にはもたらされない。同様に、使徒ムハンマドがそれを行ったと伝えられたことはないし、ましてやタクビールの句を唱えるために3日目あるいはそれ以降にクンドゥリを行ったことはない。

以下のハディースに記されているような三つの事柄を除き、生者の行いによって死者が報償を受け取ることができるとする文言はない。「アダムの子供が死んだ時、彼の善行は三つの事柄を除き、そこで中断される。それは彼に来世まで利をもたらずサダカ [自発的な喜捨や慈善行為] と、人の役に立つ知識、そして彼のために祈りを捧げる信心深い子供である」(アブー・ダウードの伝承による真正ハディース)。

彼に来世まで利をもたらずサダカと、人の役に立つ知識、そして彼のために祈りを捧げる信心深い子供という三つの事柄は、本人の努力によって生まれたものである。一方、本人の努力によって生じたものではない各々の事柄によって、その者が利益を得ることはない。これはいくつかのコーランの節に基づいている。

したがって、このような事柄を使徒ムハンマドや教友らが行ったことはなく、無論彼の信徒がそれを行うことは許されない。

Q.423 (064-03)

モスクでおしゃべりをしたり、騒々しくしたりすることは法的にどうなりますか。

A.423

モスクで無駄話をしたり、モスクで騒々しくしたりすることはイスラム教で禁止されている。なぜなら、それはモスクに敬意を表する法を破るだけでなく、その時静かにイバーダートを行っている人の妨げになるからだ。

この禁止に関しては、以下に挙げるイブン・ヒッバーンとアルハキムの伝承による真正ハディースの中で、使徒ムハンマドが説明なさっている。

「人間がモスクに集まる時がくるが、彼らが重視することは世俗の事柄において他にない。アッラーはそのような者に対して何ら期待を抱き給わない。したがって、あなたはそうした集団の中にはならない」。

モスクで無駄話をする必要はない。また、人が礼拝を行っている時にモスクにおいて大声でコーランを誦読することは、以下に挙げるマールクとアルティルミディの伝承によるハディースの中で使徒ムハンマドにより禁止されている。

「大衆が甲高い声で誦読しながら礼拝を行っている時、彼らの前に預言者が出て来て『礼拝を行う者は、その祈祷によりアッラーに近づく者である。したがって、祈祷する(小声で願う)内容に注意を払いなさい。また、あなた方の誰かが甲高い声で誦読し、他の人たちの邪魔をしてはならない』と申された」。

したがって、モスクでは静穏が強く求められていることは明らかであり、それを尊重すべきである。

■第65号 [Qalam 1955.12: 9-10]

Q.424 (065-01)

宗教教育を受けたと自認する一人の女性が水着を着て美女コンテストに出場し、そのコンテストの行われ方を批判したウラマーに対し反論をしています。彼女は宗教教育を受けたと自認しており、この行為は合法であると考えているようです。パトゥ・ロードにおける猥褻な問題は撲滅されていないのに、それに比べ彼女らがそのコンテストで水着を着ることは社会に害を及ぼさないからだと言います。この件に関する貴殿のご意見はいかがでしょう。

A.424

例の通り、水着を着用して行われる美女コンテストは、

飾りとなる胸の上から腰と膝との間の部分を隠しているに過ぎない。その他の部分は完全に露出している。このような状態を見ると、そのように露出された身体の部分を公の前で、またマハラム[身内の中で結婚が禁じられている異性]の前で見せることはイスラム法で禁止されていることは明らかである。この禁止に関しては極めて強く説明されている。

アッラーは次のように仰せになっている。「(女性は)露出している部分以外は、自らの飾りとなる部分を見せてはならない。そしてベールを胸の上まで垂らしなさい」(コーラン「光り」の章第31節⁷⁾。

つまり胸が隠れるよう、頭に被ったトゥドンの端を首に巻き付け、胸の上に垂らさなければならないのだ。宗教上見せてもよいとされている身体の部分については次の通りである。「イブン・アッバースは伝えている。神の御使いは『外に見せてもよい飾りとは顔、アイライン、指のヘンナ[染料]の跡、そして指輪である』とおっしゃった」。

イブン・アッバース以外にも、コーランの「光り」の章第31節の意味を説明する教友らが数人いる。それは次の通りである。「アーイシャは伝えている。まことに、アスマ・ビンティ・アブー・バクルは薄着でやって来て、預言者と面会しました。そこで預言者は『アスマよ!まことに、女性が十分な年齢に達したら、こことここ以外見せてはならない』と、顔と両手を示しながらおっしゃいました」。

上記のアッラーの啓示に対するより明瞭な解釈として、次の使徒ムハンマドの言葉が挙げられる。「ズバイルよ、女性たちがその秘められた飾りを人に知らせるために足を踏みならささせてはならない。そして、あなた方はアッラーに懺悔しなさい。信徒たちよ、それによってあなた方が成功を収めるように」。

新聞記事によると、そのコンテストに参加し、宗教教育を受けたと自認する女性は、彼女たちがそのスタイルを家(建物)の中で見せたと語っている。その建物内で彼女たちは公衆の面前でポーズを取りながら歩いたという。隠れている部分にせよ露出している部分にせよ、魅力的な彼女たちの体型の美しさに全ての視線が集まった。このような禁止行為に対する宗教的見解は何だろうか。

アッラーの啓示は次の通りである。「男性の信者た

7)「それから女の信仰者にも言うておやり、慎しみぶかく目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分はしかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう。胸には蔽いをかぶせるよう」(「コーラン(中)」p.236)。

ちに視線を下げるよう命じなさい…そして女性の信者たちに視線を下げるよう命じなさい」(コーラン「光り」の章第31節⁸⁾。

ハディースの伝承は次の通りである。「ジブリール・ビン・アブドゥッラーは伝えている。私は神の御使いに、無意識に(女性を見る)ことについてお尋ねしたことがある。すると神の御使いは『あなたは視線をそらしなさい』とおっしゃった」(ムスリムの伝承による真正ハディース)。

使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「アリよ！(女性を)一度見てから続けて二度見てはならない。なぜなら、一度目は過ちとはならないが、二度目はそうではないからだ」。

さらに次のような伝承がある。「ウンム・サラマは伝えている。私は神の御使いのお傍に座ったことがあり、そこにはマイムナ・ビンティ・アルハリスもいました。その時イブン・ウンム・マクトゥームが訪れ、そこで私たちはヒジャブ[ベール]を被るよう命じられました。その後には彼は家の中に入って来ました。そこで御使いは『そなたたちは彼から身を隠しなさい』と申されました。私たちは『御使いよ、彼は盲目、つまり私たちが見えないのではないですか』と尋ねました。すると御使いは『そなたたち二人も盲目なのか。そなたたち二人には彼が見えるのではないのか』と申されました」。

もう一つのハディースの中で、使徒ムハンマドが次のようにおっしゃったと伝えられている。「一人のイスラム教徒が最初に(つまり無意識に)女性の美しさを見て、その後視線を下げたならば、心のなかで甘く感じるようなイバーダートをアッラーがその者にお与えにならないはずはない」。

上述の行いをしてよいとする宗教上の容認は一つない、ということが以上の説明から十分明らかとなった。宗教教育を受けたと自認する者が、イスラム法によってこれ程厳しく禁じられた行為を許してしまうことに我々は驚きを感じている。実のところ、それにとてものがっかりしている。なぜなら、禁止事項に違反しているのは彼女たち自身だからだ。その上とても悲しいのは、自分たちが果たすべき一つの責務として批判を加えたウラマーに対して、逆に様々な中傷がなされ、非難されたことである。くわえて、なぜそのような服装をすると訴えた者だけがウラマーらによって批

判され、一方バトゥ・ロードの売春婦などは批判されないのかというのだ。

ウラマーがその全てに対する責任を負うと信者らは考えているのだろうか。上記の問題に対するウラマーの権限とは何だろうか。もし社会自体が宗教法の価値を認めなかったとしたら、それを管理するためのウラマーの権限とは何だろうか。何らかの問題が起きた時、信者たちが災難に遭ったり、あるいは宗教の指針から逸れたりしないよう、果たすべき義務として事実を説明する勇氣があるウラマーの存在に我々は感謝しなければならない。この事はイスラム教を信仰すると証言した人々だけに向けられたものである。もし彼らがイスラム教徒ではないなら、ウラマーにもはや責任はない。もしイスラム教徒自身が法に反した場合、それに関して説明を果たしていればウラマーにその責任はない。

実のところ、ウラマーが伝える神の注意を我々イスラム教徒自身が否定すること程恥ずべきことはない。我々は彼らを非難してはならず、むしろその話や意見に注意を傾けるべきだということ覚えておかなければならない。冷静に考え、そしてその考えが荒々しい、恥ずべき性質の欲望に覆われたものであってはならない。

Q.425 (065-02)

近頃新聞で読んだのですが、シンガポールの若者の集団が芝居を行い、その夜一人の若い少女が、新聞に掲載されている写真にあるように、観客に花を売っていました。その芝居が行われた目的は、イスラム大学への寄付を集めることでした。これは宗教の観点から法的にどうなるのか、ご説明願います。

A.425

何らかの芝居が行われる時、そこでは男女の交流が起き、そして両者はイスラム教で命じられている振る舞いや服装を守っていない。よって、コーランやハディースの文言に基づきそれは法的に禁止である。その文言については繰り返し説明がなされ、イスラム教徒に広く知られているゆえ、ここで引用する必要はないだろう。

観客に花を売る少女に関しては、もし彼女がイスラム教で命じられた服装を守っておらず、またとりわけ狭い椅子の間に入って彼女自身が男性の胸に花をピンで留めてあげたならば、それも法的に禁止となる。しかしながら、もし売り子が子供たちで構成されていた

8)「お前男の信仰者たちに言っておやり、慎みぶかく目を下げて、…それから女の信仰者にも言っておやり、慎みぶかく目を下げて…」(『コーラン(中)』pp.235-236)(実際には30、31節にまたがる)。

なら、より安全に花を売ることができただろう。

■第67号 [Qalam 1956.2: 41-43]

Q.426 (067-01)

私は新聞でペラ州の宗教局が次のようなファトワを出しことを読みました。戦死した治安部隊(郷土防衛隊[非常事態下で組織された民兵組織]を含む)の各イスラム教徒は殉教したと見なされ、沐浴を施し礼拝を捧げる義務はない、というものです。このファトワに対し数人のウラマーらが異議を唱えました。そこで私はこの事柄について説明をお願いしたいと思います。願わくはこの一般的ファトワの内容から、後々生じる曖昧性も同時に回避できるように。

A.426

我々が新聞で読んだ限り、ペラ州の宗教局は殉教を三つに分類している。それは、現世と来世の殉教、現世の殉教、そして来世の殉教である。なされた説明の中で、郷土防衛隊を含む治安部隊員は現世における殉教者に含まれ、ゆえに沐浴と礼拝を行う義務はないと述べているに過ぎない。

新聞において報道された解説の中には根拠が示されておらず、カルユービーの著書や『トゥファ』などのシャーフイー学派の法学書にそのように記されている、と述べているだけである。果たしてそのファトワの証拠となる文言は何なのか、その状態を承認した当局によって明示されていない。つまり、現在起きている状況と過去の出来事との合致について明示されていないのである。また彼らを殺したテロリストたちは異教徒または背教者なのか、あるいは現在行政を行っている統治体制に対する理解の相違が原因となり、ジャングルの中で戦わざるを得ないイスラム教徒なのかという説明がなされていない。

上記のことを判断するためには、まず我々の状態をいくつかの側面から調査しなければならない。つまり、現行の戦闘状況を宗教関連の事項に含めることは可能なのかを判断しなければならないということだ。例えば、至高なるアッラーのカリマを守るための宗教の戦いに含まれるのか、あるいは自己防衛や生計を立てるため、またはそれと同じような事柄のための戦いに含まれるのか、ということである。それを確定できた後に、イスラム教徒で構成された治安部隊が以下の人々に殺されたのかどうかを我々は調査せねばならない。それは、1) 神の存在を否定する異教徒、2) 背教者、3) テロリストと共闘する、現在の統治体制の行政

を快く思わないイスラム教徒、4) イスラム教徒かどうか不明な人々、である。この状況の違いは、彼らの状況が殉教かそうでないかを判断するための法の違いにつながる。それゆえ、新聞で報道された通り、もしそのファトワが単に一般論として出されたならば、様々な要因を示す説明を伴わない限り、それが人々によって全面的に受け入れられることは無論ない。

他方、もし彼らがアッラーの道のためのジハード[聖戦]における殉教者に含まれないとしたら、その人物が殉教者か否か判断することは容易ではない。なぜなら、それは個人の問題に関することであり、彼らの状況は本人の意志次第だからだ。したがって、この事柄をしっかりと調査すべきことは明らかであり、多くの曖昧性を生じさせないために、ペラ州のイスラム宗教評議会はその様に無造作にファトワを出すよりもっと賢明であるべきである。そのように調査が行われ、公表されたかどうか我々は知らない。

至高なるアッラーのカリマを守る道で殉教した人には天国が約束されているということは明らかであり、次のブハーリーとムスリムの伝承によるハディースの中にその説明が記されている。

「ジャビール・ビン・アブドゥッラーは伝えている。『ウフドの戦い』の日にある男が神の御使いの所にやって来て『神の御使いよ、私が戦死したら、私はどこへ行くのでしょうか』と尋ねた。御使いは『天国である』とお答えになった。すると彼は手にしていたナツメヤシの実を投げ捨て、そして戦い(敵と争い) 殺された」。

ウフドの戦いこそアッラーのカリマを守る戦いであり、その中で戦死した者は誰でも殉教者であり、天国が約束されている。

アッラーのカリマを高める戦いは、我々イスラム教徒の理解では聖戦として知られており、その目的や御導きについては以下に挙げるハディースが拠り所となる。

「アブー・ムーサは伝えている。一人の男が神の御使いの所へやって来て『(神の御使いよ) 名声を求めて戦う男、己の地位や実力を示すために戦う男(は法的にどうなりましょうか)。誰がアッラーの道のために戦う者と言えますか』と尋ねた。預言者は『アッラーのカリマ(アッラーの宗教) が最も高められるために戦う者こそ、アッラーの道において戦う者である』とお答えになった」。

第二番目のハディースは次の通りである。

「アブー・ムーサは伝えている。ある男が神の御使い

の所へやって来て『神の御使いよ！どのような戦い方がアッラーの道のためと言えますか。まことに我々の中の一部に、怒りのために戦う者、地位や名誉を守るために戦う者がいるからです』と言った。そこで預言者は『アッラーのカリマが最も高められるために戦う者は誰でも、アッラーの道のために戦った者である』とお答えになった」。

上記二つのハディースから明白なのは、治安部隊が行っている戦闘はアッラーのカリマを高めることを目的とした戦いの中に明らかに含まれない、ということである。つまり、この目的のために整えられた共同戦線ではないのである。

我々を取り巻く、そして治安部隊を取り巻く状況、また現在我々を統治しているのは誰かということを見ると、この殉教について判断するために、またあらゆる側面を理解するために、州政府もスルタン体制もイスラム政府ではないということを我々は明確に説明しなければならない。また政府(州)はアッラーのカリマを高める(つまりイスラム法が施行されるイスラム国家の樹立)という目的達成のための対策、すなわち目的あるいは理想を掲げていないということを、我々は十分認識または理解している。とりわけ連盟党が率いる現政府は政策上、アッラーのカリマを守るという理想を明言していないのである！

一方、テロリストと言われる彼らの一部はイスラム教徒で構成されていることが見て取れる。彼らは植民地支配者を遠ざけるという理想の下に戦いを継続せざるを得ず、しばらくの間は協力という道を求めざるを得ず、そこで彼らの宗教が支配されないという希望を実現しようとしているのである。したがって、仮にその人々を殉教者と見なせる余地があったとしても(我々はそれを見たことがないが)誰が彼らを傷つけたのかを判断すべき理由は他にあるはずである。

このような理解を元に、テロリストと戦う治安部隊は沐浴が必須ではないとされる殉教者に含めることはできないと我々は考える。またもし殉教者に含めるとするのであれば、それは各々の意思に関わる個人的殉教である。よって通常の法に則れば沐浴及び礼拝を行う義務はない。それはいくつかのハディースの文言の中に出てくる殉教のことであり、その内の一つは以下の通りである。

「アブー・フライラは伝えている。神の御使いは『人が道路を歩いている、刺のある小枝を見つけた。彼はそれを脇に捨てた。彼のその行いはアッラーによっ

て称賛され、彼の罪は赦される』とおっしゃった。次に預言者は『殉教者は五つの型に分けられる。それは刺されて死亡した者、下痢が原因で死亡した者、溺死した者、瓦礫の下敷きになって死亡した者、そしてアッラーの道のために死亡した者である』とおっしゃった」(ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)。

ここで引用したハディースの説いている教えは、上述したハディースと同一化することはできず、また治安部隊の状況とも関係がない。治安部隊の隊員となる人々は仕事を望み、そこから賃金や収益を得ようとしているのだと我々は理解している。つまり自発的に入隊したのではなく、また前述の理想を実現するという目的を果たす、あるいは叶えるという理想の下に編成されたのではない。単に殉教者へとつながる個人の意思との関連付けが可能であるに過ぎない。しかし、その殉教は通常の殉教と見なすことはできない。

我々は隊員が一般的な殉教者になれる方法を見つけていない。なぜなら逆にアッラーのカリマを高めるという理想あるいは目的がそこに存在しないからである。我々の祖国で権力を握る西欧の壁の役割として位置づけられた戦闘に関わる状況に彼らは置かれている。それゆえ、ペラ州の宗教評議会が、我々の周囲の状況に関するあらゆる側面を考慮した上で再度そのファトワについて詳細に調査することを望む。なぜなら、一般的でない問題に対して一般的な法的判断を下すことは我々にはできないからだ。我々はまず以下の点について我々の前で説明しなければならない。すなわち、誰の状況なのか、そして治安部隊がどのように招集され、また戦っているのか、またジャングルのテロリストたちが誰で、どのような状況にあるのか、ということである。

あなたは、以下のことを理解するべきである。それは、現世と来世の殉教者に関する説明が意味するところは、聖戦のようにアッラーの宗教を守るための戦いで犠牲になった人々、すなわち十分な報酬を受け取る人々であるということ、また現世の殉教者とは、戦利品を得るために戦争に参加したが、戦いで死亡したために報酬を受け取ることができない人々であるということ、また来世の殉教者とは、溺死など前述したような死に方をした人々を指すということである。

この事柄、とりわけ治安部隊で働くイスラム教徒たちの死は第二番目の殉教、つまり現世の殉教と見なすペラ州の宗教局の説明を明らかにするためには、第二

番目の殉教者に含まれる人々はアッラーのカリマを守るための戦いにおいて(戦闘組織に)入隊する人々のことであり、それ以外にはない、ということをやりに深く注意しなければならない。彼らが闘うのは単純に戦利品の分け前を手にしたいためであり、それゆえに彼らは来世の報酬を神から約束されていない。現在の我々を取り巻く状況を見ると、マラヤにおける戦闘は、アッラーのカリマを守るという一定の意思の下に準備され整えられた段階には至っていない。よって我々は、彼らの死は現世の殉教に含まれる段階に達していないと考える。戦っている彼らがアッラーのカリマを守るという目的の下に編成されていると、どうして明白かつ正確な説明ができるだろう、と考えるからだ。まずは以上を以て説明は十分だろう。

■第68号 [Qalam 1956.3: 45-46]

Q.427 (068-01)

アルハムドゥリッラー[神よ讃えあれ]。昨年メッカ巡礼を果たす機会がありましたが、メッカの「黒石」に口づけするヒクマ[神の英知]に関して私は少し不満を感じました。私はそこで様々な方法を目にしました。口づけする者もいれば、手で触る者もあり、またただ遠くから合図を送るだけの者もありました。これについて少々説明をして頂けたらと思います。

A.427

確かにイスラム教には、そのヒクマが不明なイバーダートが一部にある。しかし、アッラーとその使徒ムハンマドの命令が存在する場合には、それを行わなければならない。そうしたイバーダートの中に、タワーフ(カーバ神殿の周りを巡ること)を行う際に黒石に口づけする、あるいは触る、または手で合図を送るといった事項がある。それは以下に挙げるいくつかのハディースに記されている通り、使徒ムハンマドの慣行を規範としているからだ。

「ジャービルは伝えている。まことに神の御使いは、黒石のところに行き、手でお触れになった。その後右回りにお歩きになり(タワーフを行われ)、次に速足で三回お歩き(お回りに)なり、そして普段の速度で四回お歩きになった」(ブハーリーとムスリムによる伝承)。

このハディースの中では、黒石に関する使徒ムハンマドの実践方法の一つ、すなわち手で触れるという方法が説明されている。

一方、口づけに関しては、次のようなアルブハーリーの伝承がある。

「イブン・ウマルは黒石に触れることについて人から尋ねられた。そこで彼は『私は神の御使いがそれに触れて口づけされるのを見たことがある』と答えた」。

黒石に口づけする問題に関しては、ムスリムによる次のような伝承もある。

「アブドゥッラー・イブン・サルジスは伝えている。私はウマル・ビン・ハッターブが黒石に口づけしながら『アッラーに誓って！私はお前に口づけするが、私は実のところお前が危害を加えたり、恩恵をもたらしたりすることはできないことを知っている。もし神の御使いがお前に口づけなさるのを見るのがなかったら、私は決してお前に口づけなどしなかっただろう』と言っているのを聞いた」。

手で合図を送る方法については、ブハーリーによる以下の伝承がある。

「イブン・アッバースは伝えている。神の御使いはラクダに乗ったままタワーフをなさった(ことがあり)、毎回黒石に向かい、手に持った何かで合図を送り、そしてタクビールをなされた」。

これについてはムスリムによっても伝承されている。

「アブー・アルトゥファイルは伝えている。私は神の御使いが神殿の周りをタワーフなされ、その時曲がった杖で黒石にお触れになり、次にその杖に口づけなされたのを見た」。

上記のいくつかのハディースの文言から、使徒ムハンマドはタワーフを行う際、黒石に口づけする、触れる、そして遠くから合図を送るといった三つの方法を行っていたことが分かる。

イスラム教徒はその内の一つを機会に応じて行えばいい。大勢の人でぎゅう詰めになっているがために黒石に口づけすることができなかったなら、手を差し伸べ触れればよい。もしそれすらできなければ、タクビールを唱えながら遠くから合図を送るだけで十分である。

Q.428 (068-02)

イマーム・シャーフィイーの言葉に従った、真正とされるハディースの条件とはどのようなものですか。

A.428

イマーム・シャーフィイーの『イスラム法学の原理』という法学書の中には、真正と呼ぶことができるハディースは少なくとも預言者ムハンマドや教友らに至るまで、次のような性質を持つ人びとによって伝承されたハディースである、と記されている。

それは、忠実で、宗教を信じ、正直な言葉を話し、伝承している内容を理解し、もしその人がハディースを意識して伝えたなら、そのハディースの意味が変わる可能性があることを理解していて、またもし暗記したハディースを伝えたならば、その暗記が確固としたものである、ということである。他にも様々な条件が挙げられているが、それらはそれ程重要ではなく、それどころか上記の条件の一つに入るものである。

以上がイマーム・シャーフィイーの見解による真正なハディースの条件である。また、大半のウラマーは、そのハディースがコーランに相反しない、あるいはより信憑性の高いとされる伝承のハディースと相反さないものでなくてはならない、という見解である。もし伝承に関して真正なハディースに出会ったとしても、それがコーランに相反する、あるいはより信憑性の高いハディースと相反していたならば、アラビア語の文法から逸れない解釈を元に解釈しなければならない。しかし、もはやそれ以上解釈することができなければ、その時はそのハディースを無視しなければならない。つまりそれを用いてはならないのである。

Q.429 (068-03)

近頃トラクション社のバス従業員がストライキを起こしている間に、「もぐりのタクシー」が一般人から乗車料金を取るために数多く現れ、ライセンスを持っているタクシーと競争になっています。徴収される運賃は「もぐりのタクシー」(乗車賃を稼ぐために使用される普通車両)もライセンスを持つタクシーも同じです。例えば、カンボン・ジャワからゲイランまでの運賃は両方とも同じで、一人当たり30センの運賃が取られます。どちらのタクシーに乗るのがいいでしょうか。

A.429

一番いいのはライセンスを持つタクシーに乗ることである。ライセンスを持っている各タクシーは車内の乗客保護のために特別な保険に入っている。一方、もぐりのタクシーはそうした保護対策を取っていない。

例えば、ある人がもぐりのタクシーに乗っていて、その道中に事故に遭ったとする。そして、例えば足を骨折したとする。しかし彼はもぐりのタクシーに対して何も請求することができない。それに対してライセンスを持っているタクシーに乗った場合、何らかの事故が起きた際、車内に座っていた乗客はおのずと保険で守られ、どの程度の事故に遭ったかによって決められるレートに従い、その不幸な乗客には補償金が後々

支払われることになる。よって、タクシーの乗客がより守られ保証されるのは、もぐりのタクシーよりもライセンスを持っているタクシーである。

■第69号 [Qalam 1956.4: 41-43]

Q.430 (069-01)

ザカート [喜捨] の受け取りが許される理由があるとされる人々とは誰ですか。

A.430

コーランによって定められている、ザカートの受け取りが許されている者は8つに分類される。それは貧者、困窮者、ザカートの徴収人(アーミル)、イスラム教に入信したばかりの者、あるいはイスラム教に入信しようと心が傾いている者(ムアラフ)、己の自由を望む奴隷、アッラーの道のために必要な資金、(不足している)旅人、である。

ウラマーはこの8つの分類に基づいてザカートの分配を決めている。この分類の中に貧者の部類が明示されている。貧者とは誰なのかについては、ウラマーらの間で三つの段階に分けられている。

第一のグループは、富者とは一ナサブ(一ナサブとは、ザカートの支払い義務が課されるお金の一部分あるいは割合を意味する)を保有している者である。そして貧者とは一ナサブを所有しない者、つまりナサブが十分でないためにザカート・ハルタ [財産に応じた喜捨] の支払い義務が課されない人のことをいう。彼らのこの見解は、次のような使徒ムハンマドの言葉を根拠としている。「神の御使いはサイディーナ・ムアーズをイエメンに派遣する際、『サダカ [自発的な喜捨や慈善行為] (ザカート) は富者から徴収し、貧者に与えるものである』とおっしゃった」(ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)。

このハディースから、ザカートは富者から徴収し、貧者に与えるものと説明されていることは明白である。富者と呼ばれる人々とは少なくとも一ナサブを所有する人々であり、貧者とは一ナサブより少ない財産しか持たない者であることは言うまでもない。

第二の見解に関しては、このグループは富者とは50ディルハム [貨幣単位] を所有している者と判断している。彼らは以下のアッラーの使徒のハディースに依拠している。

「神の御使いは『能力を持っているにも関わらず、人々に物を乞う物は誰でも、復活の日に顔の肉を削ぎ落とされる目に遭うだろう』と申された。(その時) 教

友が『神の御使いよ、富とはどの程度を言うのでしょうか』と尋ねた。神の御使いは『50ディルハムまたはそれ相当の金だ』とお答えになった」(アフマドの伝承によるハディース)。

このハディースの中で、富者と呼ばれる人は50ディルハム(おそらく20から30リングの間の両替価値)を所有する人であるということが明らかにされている。

第三番目の見解は、富者とは一日一夜の必需を満たしている人だと主張している。この彼らの意見は、次の使徒ムハンマドの言葉を根拠としている。「神の御使いは『その者にとって十分な(食べ物)を持っているにも関わらず、人々に物を乞う物は誰でも、まことに彼は地獄の業火を乞い求めるようなものである』と申された。(その時)教友が『神の御使いよ、彼にとって十分な(食べ物)とは何ですか』と尋ねた。神の御使いは『彼にとって十分な一日一夜の(食べ物)である』とお答えになった」(アブー・ダウードの伝承による真正ハディース)。

ここでは、富者とは十分な一日一夜の食べ物を持っている人を意味している。以上三つが、貧者と富者の判断に関するウラマーらの見解である。富者とは十分な一日一夜の食料を持っている人であり、また我々の見解としては、この意見に同意する。それは以下のいくつかの理由に拠る。

1. 一番目のハディースは貧者の特性と限定について言及していない。それは単にウラマーの考えと見解により限定されているに過ぎない。
2. 二番目の見解の中では、富者とは50ディルハムを所有している者と説明されている。この根拠となるハディースはあまり信憑性が高くなく、したがって根拠にはなり得ない。
3. この見解に我々はより賛同する。つまり、富者と言われる人とは一日一夜の十分な食料を持っている人を指すという見解である。なぜなら、我々は以下に挙げるような、その根拠と関連付けできる他のハディースに注目するからだ。

「以下の三つのグループを除き、人に物を乞うことは許されない。それは、1. 極めて貧しい者、2. 負債を返済せざる得ない者、3. ディーヤ[刑罰としての賠償金]を払わねばならない者である」(アフマドとアブー・ダウードの伝承による真正ハディース)。この文言により、ザカートの分配は極めて貧しい者、すなわち一日一夜の十分な食料を持たざる者が優先されるということは明らかである。

Q.431 (069-02)

男性が(A)金の指輪あるいは金歯をはめること、(B)絹のつなぎ服を着ることはイスラム法的にどうなりますか。また、礼拝時に(香水をつけること)は合法ですか。

A.431

イスラム教のウラマーは皆、女性が金を身につけることは合法であることに合意しており、また男性に関しては見解に相違がある。使徒ムハンマドは次のように申された。「私の共同体の女性は金と絹を身につけることが許されており、男性は禁じられている」(アフマドの伝承によるハディース)。また他にもブハーリーとムスリムの伝承によるハディースがいくつかある。その中では、絹を着たり金や銀の杯で飲み物を飲んだり、金銀を食器にしたりすることを禁じるとされている。これらのハディースははっきりとそれを禁じるとしている。また金を身につけることを禁じるためにウラマーらが規範としているハディースが他にも一つある。すなわち、彼らはアルビラーア・ビン・アージブが預言者から金の指輪をはめることを禁じられたという伝承を証拠としている(ブハーリーによる真正ハディース)。

他にも次のように伝承されている。「アブドゥッラー・ビン・ウマルは伝えている。神の御使いは金の指輪をおはめになったことがあるが、後に彼はそれを捨て、そして『私はこれを永久にはめることはない』と申された。それゆえ、教友たちも彼らの指輪を捨てた」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)。

これらのハディースの引用から、我々の預言者ムハンマドは我々が金の指輪をはめることを禁じたことは明らかである。しかし、法的な禁止は、時としてハラム[禁止]を指し、また時としてマクルーを指す場合がある。したがって、一部のウラマーは金の指輪をはめることは単にマクルーに過ぎない(つまり罪ではない)と主張している。この見解は、以下のアッラーの啓示にある通り、金はアッラーによって許された飾りであるということを根拠としている。「言ってみようか。アッラーがそのしもべのために与え給うた飾りを、また清浄な食事を(恐れもせず)禁じる者は誰か。言ってみようか。それ(飾り)は現世で信仰する者たちのためのものであり、復活の日には彼らに特有のものとなる」(コーラン「胸壁」の章第32節)⁹⁾。

9) 「言ってみようか、アッラーがせつかく奴隷たちのために作って下さった装身具を禁止したり、おいしい食べものを禁止したりしたのは誰だ。」言ってみようか、『こういうものは、復活の日には、現世で信仰深かった人たちの専有になるがよい』(『コーラン(上)』p.248)。

この節の意味は、アッラーが与え給うた飾りは、アッラーとその使徒以外、誰もそれを禁じることはできないということであり、それには確固たる正確な説明がなされている。金や絹を身につけることに関しては、それがハラムを指すかどうかははっきりしていない。これらのハディースは預言者ムハンマドが単に禁じたと述べているに過ぎない一方、法的にマクルーと判断される事項は、禁止事項とも言えるからである。

禁止が単にマクルーであることを示す根拠の一つとして、アビー・シャイバーが明らかにしているように、金の指輪の着用に関するハディースを伝えているアルバラー・ビン・アジブ自身が金の指輪をはめており、また金の指輪をはめている教友らも数人いた、ということが挙げられる。

もしその禁止がハラムを指すものであったなら、当然アッラーの使徒ムハンマドの教友らもそれをはめることはなかっただろう。そして、もしそれをはめる教友がいたなら、当然他の者から批判されただろう。

金の指輪をはめることをハラムとすることに関して、それを禁じる証拠があるにも関わらず、それをハラムではなくマクルーの範疇に入れるウラマーが未だにいる。

総括すると、コーラン「胸壁」の章第32節においては、単に我々にとっての飾りとして許されたものと明示されているが、明瞭且つ信憑性の高い複数のハディースにおいては、ただ金と銀で出来た杯や食器を使うことを明白に禁じているに過ぎない。これらのハディースは上述のコーランの節の例外とすることも可能である。金の指輪に関しては預言者ムハンマドによる禁止は存在するが、しかしその禁止はウラマーによりマクルーとも判断される。それらのハディースにおいてハラムであるとはっきりと言及されているわけではなく、またそれらのハディースを広めた教友らや他の教友らも金の指輪をはめていた。

香水に関してだが、コーランやハディースによれば、アルコールに関しては飲むことがハラムとされている。コーランやハディース、あるいは教友らの言葉の中に、アルコールあるいは酒は不浄であることを示す文言は一つもない。ムタアッヒリーン、すなわちヒジュラ暦300年代あるいは400年代以降のウラマーの法学書の中に、アルコールは不浄だとする記述は確かにある。もし身体や衣服に掛かったら洗い落とさなければならないとしている。また、アルコールが付いた手は切り落とさなければならない、などといったハナフィー学

派の者の根拠のない話もある。これらは全て、自分の意見が宗教の法であると思っている人々の単なる意見に過ぎない。

またおそらく彼らは、ハラムとされる各事項は法的に不浄であると思っているのだろう。しかし、なぜ毒は法的に不浄だとされないのに、毒を飲むことは法的にハラムとされるのか、我々は驚いている。

キヤイ・ハサン・ビン・アフマドはこの件に関して以下のような見解を持っている。それは、アルコールは飲むことがハラムとされている。そしてもし我々がアルコールの痕跡が残った杯や容器を使用したならば、それはアルコールを飲むのと同じである、という見解である。もしアルコールが衣服や身体に掛かった場合それを洗い落とさなければならないとする宗教上の根拠はない、と彼は考えている。とりわけ、衣服や身体、あるいは礼拝所にアルコールが掛かった場合、その人の行った礼拝が無効になるとする証拠はないとしている。もしウラマーらがその説明に関して証拠となるアッラーやその使徒ムハンマドの文言を提示できるならば、それを説明してもらいたいと述べている。

以上のことから、明らかにアルコールから作られている香水を、礼拝の際に付けることは不浄ではないと我々は結論付けることができる。

■ 第72号 [Qalam 1956.7: 12-14]

Q.432 (072-01)

もしマラヤ連邦にまだテロリストの残党がいたら、独立を達成する障害となりますか。

A.432

テロリストたちがまだテロを起こしようとして、独立は達成できる。しかし、もしこの国に混乱がなければ独立も順調に進むだろう。混乱がなければ、あらゆる努力と精力を国民の発展と安寧のためだけに集中させることができるからだ。

Q.433 (072-02)

私の職場には女性の事務員がいます。イスラムの観点からすると、顔と両手を除き非近親者の女性を見ることは禁止されています。私は彼女にもものを聞き、また職場の業務について会話をします。それゆえ、彼女との交流について少し助言を頂きたいと思います。願わくは神の怒りを買わないように。

A.433

宗教によって定められた、非近親の女性との対面に関

する境界をあなた自身が存知のようだ。したがって、あなたのその知識を以て、宗教の禁止事項に違反する可能性のある事柄をできる限り避けることは、あなたにとって義務となる。宗教上の禁止事項ゆえに、その交流から生じる事柄の大半は多くの中傷を招くことは明らかである。もし交流せざるを得ない状況であったならば、あなたは常に注意を払い、自分の身を守らなければならない。そして、できる限りそうした事態を避けなければならない。我々がなぜこのような事を言うかという、職場に女性がいた場合、少なくとも業務に関する会話は必要だが、一方で彼女と話ができるよう他の話題を探すとといったことが職場でよく起こるからである。

Q.434 (072-03)

預言者イエスについて、最近イスラム教徒たちとアンサーリー（アフマディーヤ [19世紀末にインドで設立されたイスラム改革派教団] の指導者）との間に意見の対立が起きました。アンサーリーは預言者イエスは死去したと主張しています。我々アフマディーヤの教団だけでなく、バンドン出身のハサン（ハサン・ビン・アフマド）とハムカも同様の見解を持っています。そこでバンドンのハサンとハムカの見解、そしてスンナ派の見解について詳しい分析をお願いします。

A.434

その論争について我々が知る限り、先の戦争以来アフマディーヤの人々はアッラーの預言者イエスは死去したといつも主張している。ハムカの見解に関しては我々自身も知らないが、バンドンのキヤイ・ハサンの見解に関しては、バンドン・イスラム連盟によって1932年に出版された一冊の討論（議論）本の中ではっきりと見ることができる。この中で明白な根拠を以て説明がされている。預言者イエスは死んでいないと彼は考えている。我々はアンサーリーの証言を嘘だと見なすことをいとわない。そしてこの立場をスンナ派は固守としている。より詳しくは、イスラム防衛隊が発表した『ミールザイーヤー冊子』と題する出版物を読むとよい。その中には、カディヤーニ派 [アフマディーヤのなかの一派] とともにバンドンのキヤイ・ハサンが率いるイスラム連盟の中の言語評議会について記されている。その中でこの事柄に関してより詳しく見ることができるだろう。もしその本が欲しければ、インドネシア・ジャワ州バンギル505のイスラム連盟プガール出版部門宛に注文できる。キヤイ・ハサン・ビ

ン・アフマドこそがアフマディーヤと対峙するベテランのライバルであることを述べておくべきだろう。アフマディーヤのプロパガンダの広め方は実に狡猾である。彼らはイスラム社会に入り込み、あたかも彼らがスンナ派であるかのように語るのである。しかし実のところ彼らは、後々その事を理解していない人の立場を破壊するシロアリを植え付けている。我々自身の経験から分かるのは、この方法を以て彼らは人を惹き付けようとし、人が彼らに関心をひかれ、いずれ影響を与えられるようにするためには、たとえ嘘であろうと、利用できるものは何でも利用する、とうことである。

Q.435 (072-04)

1) 異母兄妹、つまり父親を同じくする兄妹と結婚することは合法ですか。または父方のいとこと結婚することは合法ですか。

2) (死別して) 両親がおらず、また親類もいない一人の女性が、後に男性と結婚し、その際その州の判事が代理人となりました。程なくしてその男女は離婚し、最終的にその女性は先の結婚の際に代理人となった男性（ワリ・ハキム [花嫁の婚姻を締結する父、祖父などの身内が花嫁側にいない時に、イスラム法で定められた法定代理人]）と今度は結婚しました。このような代理人を務めた相手の女性との婚姻は合法ですか。

A.435

この両方の質問に対しては、アッラーの啓示の中の「女」の章第22と23節を以て回答できるだろう。その概要は次の通りである。すなわち、イスラム教徒が結婚してはならない女性のグループは13ある。それは1. 父親の元妻、2. 生みの母親、3. 自分の子供、4. 自分の女きょうだい、5. 父親の女きょうだい、6. 母親の女きょうだい、7. 男きょうだいの娘、8. 女きょうだいの娘、9. 授乳してくれた女性、10. 妻の母親（義理の親）、11. その母親と交わったことがある義理の娘、12. 自分の息子の妻（義理の娘）、13. まだ妻が生きている場合に、その姉妹、である。結婚が禁じられている女性は以上の13グループだけであり、我々はそれ以外の女性との結婚を許されている。よって、あなた方は上記の節から質問に対する回答を得ることができるだろう。

Q.436 (072-05)

ある人が死亡し、孤児が残されました。その人が死亡した後にクンドゥリを行うのが慣習となっています。

そのクンドウリの費用は、遺族に分けられる前の遺産から出されます。他方、クンドウリで出された料理を食べることが許されるかどうかその人は知りません。よって、この事項について明瞭な説明をして頂けることを大いに期待します。

A.436

死亡した者はもはやその財産に対して権限を持たない。そして遺されたその財産の受け取りは、神によって定められた相続人の権利となる。その人が死亡する前に遺書を用意していた場合、その人は財産の三分の一に対して権限を持ち、作成された遺言に従う。もし遺書がない場合、その人が遺した財産からクンドウリの費用を出す権利は人にはない。クンドウリの慣習はイスラム法の観点からすると、コーランの教えに相反する慣習と見なされている。なぜなら宗教学者の理解によると、死者は承認されたもの以外に何も得ることができないからだ。彼は以下の三つのものだけを遺すことができる。それは、来世まで恩恵をもたらすサダカ、有用な知識、そして彼のためにいつも祈りを捧げる子供である。すなわち、もし本人の努力と働きがなければ存在しない三つのものである。クンドウリを行うことによって将来得られる恩恵はない。この事柄について頭を働かせなさい。また、孤児が自分の財産に何をされているのか全く知らないまま、その子の受け継ぐ財産を浪費することは禁止されている。この事柄に関して我々が間違っていないければ、既に何度も根拠を元にした回答を本誌でしているがゆえ、簡潔な回答で十分だと考える。

Q.437(072-06)

とりわけハリ・ラヤ〔祝祭、断食明けの祝祭を指すことが多い〕の時に過ちを容赦または赦してもらうため、父母の足元に跪く、あるいはひれ伏すといったように、謙ることはイスラム法の観点からすると違反になりますか。これは過ちの一つに数えられるのでしょうか。

A.437

両親に尊敬や敬意を表することは奨励され、また命じられている。子供は各々「ちえっ！」と言ったり、あるいはそれと同じようなことを両親、とりわけ自分の母親に対して言ったりしてはならない。しかし、尊敬や敬意を表する権利は、崇拝や跪拝という形態に至ってはならない。崇拝や跪拝はアッラーのためだけに行うことだからだ。次の神の啓示にある通り、神ははっきりとそのような崇拝を禁じている。「アッラー以外の

ものを崇拝してならぬ」。よって、あらゆる形の崇拝や崇拝に類似した方法を行うことは許されない。ゆえに、両親に対する敬意が崇拝するまでには至ってはならない。

■第73号 [Qalam 1956.8: 12-14]

Q.438(073-01)

1956年6月に行われた同胞団の主催する講演会において、その夜講演を行ったインドネシア・イスラム大学の学長サーヒブ・アルファディーラ・アブドゥル・カハル・ムズハッカー教授に対し、「イスラムと独裁制及び民主制の違いは何か」と題する質問が向けられた。これは非常に有益であるため、読者、とりわけこの講演会を主催した同胞団の団員たちにとって知識となるよう、我々は彼の回答をここに引用する。またこれをアブー・モフタルのコラムにおける回答としたい。

A.438

我々はイスラム教徒として、民主制や独裁制という言葉に多くの影響を受けてはならない。我らのイスラム教は、合議制と呼ばれる独自の明確な原則を持っている。それはコーランのいくつかの節に記されている。「人々は神の命令に対し頭を垂れ、服従し、礼拝を行い、ザカートを支払い、どんなことも互いに合議の上で取り決める」。我々イスラム教徒は我らの預言者ムハンマドを通じ、別の節の中でよりはっきりと命じられている。神の啓示は次の通りである。「諸事にわたり彼らと合議せよ。そして汝らが一旦決意したならば、アッラーを頼り、礼拝とザカートのイバーダートを行いなさい」。この両方の節を補強するハディースや教友らの格言は少なくない。最初の節の中には、信仰心を持つ人々、神の命令に従い頭を垂れ、イバーダート、すなわち礼拝とザカートをを行う人々が記されている。この二つの節は礼拝及びザカートの支払いと切り離されたことはほとんどない。信徒たち、つまりムスリムたちは礼拝とザカートを行う。ムスリムたちがザカートを支払わなかった時、カリフのアブー・バクル・アルスィッディークの時代に、アラブの中央に位置するアルヤマーマとナジュドでムサイラマ・アルカズハープに導かれた人々に対して行われたように、彼らに対して厳しい措置が取られたことがある。彼らに対して行われた戦いはHarbu al-Murtadīn、つまりイスラムからの離脱者との戦いと呼ばれた。このように、礼拝とザカートは互いに切り離されたことがなく、二つで一対となっている。

“*Wa amruhum syūrā baynahum*” [「我らは汝らに合議することを命じた」]。規律ある性質で、*ijābahu li rabbihim* (神の命令に服従し)、そして礼拝とザカートという二つのイバーダートを行い、生活のためにそれを常に実践するムスリムの生活は、合議を土台として

いる。そして、先ほど挙げた節の他にも次のものがある。“*wa shāwirhum fi al-Amr*” (「預言者ムハンマドよ、諸事にわたり彼らと合議しなさい」。*fi al-Amr*とは諸事にわたり、という意味である)。勿論例外はあり、法が既に存在し、またコーランとスナナによる定めが既に存在した場合は、もはや合議を行うことは必須ではない。合議を行うのは単にその実施方法を話し合うために過ぎない。またイバーダート、結婚、賭博、飲酒などに関する他の法は既に定められており、よって合議が許されるのはその実施についてだけである。つまり、その法を実施するための規則をどのようにして制定するか、ということだけで、そのための法は実行しなければならない。

定められた法が存在する事項以外に関しては、合議制で会議を行う。これは、家族意識また同胞意識を十分に持って話し合い、読書会や意見交換を行い、そしてギブ・アンド・テイクの考えを持たなければならないことを意味する。合議とは、一人の意見が他と比べて優れているということを示すためではなく、また会議の出席者の50%にプラス一人や二人、あるいは三分の二、または四分の三の票を得るために行うものでもない。そうではなく、冷静で誠実などといった姿勢で臨む合議が我々の原則である。

我々は以下の用語を有する世界に直面している。一つは民主制、もう一つは独裁制である。そしてもう一つは合議に基づいた民主制を重視する体制である。民主制は多数決によって意思決定を下す。それゆえ人は多くの票を得るために競い合っている。確かにイスラムは民主制に基づいているが、しかしそれだけではない。イスラムで求められるのは正当性、有益性、有用性、そして社会全体のためになることである。例えば、イスラムにおける合議制は、出席者の50%にプラス一人や二人の票に従うというのではなく、また法に従わず、憲法を持たず、規則に則らないまま、支配権を握っている一人あるいは20人が決定を下すという独裁的なものでもない。イスラムではこの両方が望ましいとされている。イスラムは独自の原則を持っている。それは民主制と独裁制に続く第三の原則、すなわち合議

制である。アフザブの戦い、ウフドの戦い、メディナの外での戦い、あるいはメディナ内の防衛戦において使徒ムハンマドは合議を導いた。これは全てカリフのアブー・バクルによって、人々がザカートの支払いをしようとしなかった時に行われた。ザカートを実施するか否かについて話し合いが持たれたが、二つの事例においてアブー・バクルの意見は会議の参列者とだいぶ異なることが往々にしてあった。しかし、カリフのアブー・バクルの的確な説明によって他の参列者もそれを受け入れることができ、ザカートを支払おうとしない人々に対する措置が取られたのである。我々のイスラムの教えや生活を見ると、我々は独自の原則、すなわち合議の原則を持っていることが分かる。合議の原則は民主制と多くの類似点がある。合議との類似点は討議のレベルである。よって人々は自由に意見を交換し合うことができる。しかし一旦決定が下されたならば、*wa shāwirhum fi al-Amr* (その事柄について合議したら、神を頼りなさい。何かを行うと決めたら、つまり決定が下されたら、神を頼りなさい。すなわちアッラーの援助に任せなさい)。これこそがイスラムにおける合議制である。十分に協議した上で決定に至ったならば、民主制と異なり、その事項に対してははや批判することは許されない。民主制においては既に決定された事項に対して後日新聞で批判が起こり、既に承認された決定に変更が加えられ、またその決定が覆されるまでに至っている。しかしイスラムにおいては、一旦決定に至ったならば最善を尽くしてそれを実施しなければならない。国民が指導者の決定を受け入れ、専門家に従うことはコーランの中に記されている。それは以下の通りである。「信ずる者たちよ。アッラーに従い、その使徒に従い、そして汝らの中から選んだ指導者に従いなさい」。「指導者」とはムスリムのことであって、その他の人々ではない。民主制や独裁制とは別の独自の理論、すなわち合議制を用いて生活様式、そして哲学及び国家の形態を求めようではないか。この事柄を一つの学問分野にするべきであり、我々は最善を尽くしてそれを分析すべきである。先ほど合議制の原則と民主制の原則について説明したが、私はここで結論を述べたい。先ほど述べたイスラムの合議制は、既に意見がまとまり、十分な合議が最大限に公然と行われ、また既に決定が下され実施されたならば、それに対してははや異議を唱えることは許されない。人々は皆それに従わねばならず、この方法においては一部独裁制を行なっていることになる。したがって、イス

ラムは民主制の一部と独裁制の一部を採用しているということだ。民主制はフランス革命の時に現れたばかりだが、合議制が現れてから既に数世紀を経ている。合議の原則は、民主制と独裁制の長所が含まれている。民主制と独裁制の全てが良いとは言えないが、イスラムは両者の良さを備えている。最善なのは、イスラム教徒たちが西洋式の民主制とも東洋式の民主制とも原則が100%同じではない合議の原則を実施することである。両者の違いに関する私の説明は以上である。

■ 第74号 [Qalam 1956.9: 9, 39]

Q.439(074-01)

1)『一問一答』、2)『礼拝の教え』という二冊の本の内容に関して、貴殿のご意見はいかがでしょうか。これはウスタズ・ハサン・ビン・アフマドの著作で、バンドン・イスラム連盟によって出版され、現在はペナン島のブルサマ出版により印刷されています。この本の見解や説明は、真のイスラムの教えに反するのでしょうか。ご説明願います。

A.439

我々が知る限り、『一問一答』と『礼拝の教え』という本は、コーランとハディースを根拠とした回答がそれぞれの土台となっている。イスラムの宗教法に関しては、コーランとハディースを典拠とする者よりも強固な説明をすることはできない。注意深くみると、預言者のスンナを根拠にウラマーらがそれぞれの見解や考えに基づいて法的判断を下している場合が数多くあることが分かる。例えば、シャーフィイー学派の中にはラムリーに味方する信者もいれば、一方でイブン・ハジャルに味方する者もいる。彼らの考えや意見は度々対立しており、またはっきりとした判断がない場合も往々にしてある。逆に、上述のイマーム[イスラム教の宗教指導者]らは彼らの引用や意見が誤っていた場合、その意味に立ち戻るよう求めている。よって、ここで質問者に質問を返すことができる。コーランとハディースを拠り所とした法はそれぞれ真のイスラムの教えに反しているのだろうか。答えは否に決まっている。

Q.440(074-02)

数年前、私は他人からゴム農園の一区画を購入しました。その後、土地は繰り返し人から人へと数回にわたり転売されてきました。最近私は関係者から以下のファトワが出されたことを聞きました。それは、その農園から得た収益は非合法である、という判断でした。

なぜなら、政府の土地に人が農園を作り、その後他の人がそれを譲渡したらそれは強奪であると法的に判断され、たとえ購入者が何人いようと、そこから得た収益はすべて非合法である、とされたからです。そこで私が雇っているゴム樹液採集人は、違法な採集をしたくないがために作業を止めてしまい、また非合法なお金で買ったからと、家のトタン屋根を捨てようとなりました。そのファトワは正しいのでしょうか。もし正しいとすれば、それはずっと続くのでしょうか。また、そこから得たお金で施した全てのサダカは、利をもたらしますか。また、その収益を合法化できる手立はありますか。

A.440

あなたはその土地を購入し、その土地は人から人へと転売された。他の人から土地所有権が譲渡されたものであろうがなかろうが、その土地の由来に関してはあなたが責任を負うべき事柄ではない。あなたは合法的な資金で合法的にその土地を購入したのである。説明によれば、その土地が人から人へ数度にわたり所有権が移譲されたとのことだが、州法にのっとれば、あなたの購入権を無効にするものはない。よって、その認可は政府からのものであるため、その権利は合法的な権利であると考えます。

Q.441(074-03)

私の村で、生け贄のために一頭の牛が屠殺されました。もし屠殺した牛の喉が身体から外れ、また筋も全て切れていたならば、その肉を食べることは許されますか。

A.441

「ラーフィ・イブン・ハディージュは『神の御使いよ！我々は明日敵と決戦しますが、(屠殺をするための)ナイフを持っていません』と言った。そこで預言者は『血を流すことができる物であれば、何でもよい。そしてアッラーの御名を唱えたならば、それを食すがよい。しかし、歯や蹄を用いて(屠殺して)はならぬ。あなたに説明しよう。歯について言えば、それは骨である。蹄について言えば、それは(エチオピア人にとっての)ナイフである』と申された」(ジュマアの伝承による真正ハディース)。

もう一つハディースを挙げる。「アブー・フライラは伝えている。神の御使いはバディール・イブン・ワーカー・アルフザーアを緑がかったラクダに乗せて、ミナの道々で『屠殺する場所は喉と首だということを覚えておきなさい』と大声で叫ばせるためにそこへ派

遣されたことがあった」(ダルクトニーの伝承によるハディース)。

さらにもう一つハディースを挙げる。「イブン・アッバースとアブー・フライラは伝えている。神の御使いは悪魔の方法、つまり(屠殺する動物の)皮(だけ)を切り、首の筋を切らないことを禁じられた」。

これらの文言から、屠殺される牛の様子がどのようなものかあなたも詳細に見ることができただろう。もし全ての筋が切れているならば、その牛を食べることはハラールであることは間違いない。

■第75号 [Qalam 1956.10: 44-46]

Q.442 (075-01)

ハリ・ラヤを過ぎてからザカート・フィトラ [義務的な喜捨] を支払うことは法的に、あるいは状況的にどうなりますか。またハリ・ラヤを過ぎてからザカートを支払おうとしない人に裁きを下す政府の措置について、どのようなご意見をお持ちですか。

A.442

あるハディースの中で、ザカート・フィトラに関して次のように言及されている。「イブン・アッバースは伝えている。神の御使いは、断食している者の無益な行為や卑しい会話の浄化として、そして貧しい人々への食べ物としてザカート・フィトラを義務付けられた。礼拝の前に払う者は誰でも、ザカートとして認められる。そして礼拝後に支払う者は誰でも、通常のサダカの一つに過ぎないと見なされる」(アブー・ダウード、イブン・マージャ、ダークトニーそしてアルハキームの伝承による真正ハディース)。

以上から、またその他いくつかの文言から明らかなることは、ハリ・ラヤの礼拝の前の支払いはザカートとして認められ、一方礼拝の後に払うことは、明らかに支払い期限を過ぎており、単なるサダカと見なされる、ということである。二番目の質問に対する回答だが、これにより、それは支払い期限の過ぎたザカート・フィトラに対する請求であることは明らかである。例えば、その請求がハリ・ラヤの後に宗教局によって出されたとしたら、そこで一つの問いが生じる。すなわち、支払い期限が過ぎた後にザカート・フィトラを支払わない人を裁くための宗教局が定めた条件や説明はどこにあるのか、ということである。また彼ら(宗教局)は、もはやサダカと見なされるザカート・フィトラの支払いを滞納した人を裁くことは許されるのだろうか、ということだ。支払い期限が過ぎてから2、3ヶ月経過後

に裁定を下す際に、宗教局はこれらの問いに留意すべきである。なぜなら、真正なハディースに出てくるイブン・アッバースの言葉によると、支払い期限が過ぎた場合、ザカート・フィトラの支払いは義務ではないと使徒ムハンマド自身が見なしていたからである。それは単にサダカに過ぎないのだ。ここマラヤ国内の大衆に対して特定の法的判断を下す際に非道な行為が行われないよう、ウラマーが上記のことに注意を払うことを我々は望む。公平性を欠いた裁きを下す人々に含まれることがないように、法において公平性を期し、コーランとハディースを指針としなければならない。

Q.443 (075-02)

私の妻には4人の子供がいます。彼女は妊娠するといつも息苦しさ、つまり喘息を患っています。彼女は小さい頃からこの病気を患っています。ボモ [呪術医] や医師にかかり治療に努めましたが、効果がありませんでした。彼女の病状を抑えることができる唯一の方法は、これ以上子供ができないようにすることだけです。多くの雑誌広告に載っているような、女性が二度と妊娠しないようにする薬を投与することはできますか。

A.443

つい最近、我々はこのコラムにおいてbirth control、すなわち産児制限について解説した。その中にあなたの妻の状態に関する回答ははっきりと見つかるだろう。女性たちの妊娠状態が母体の健康を損なわせたり、危険を及ぼしたりする場合、イスラム教では産児制限をすることが許されている。その決断をするにあたり、この判断に関してより詳しく知るためには、あなたの妻の安全と健康について熟練の医師から説明を受けることが最善である。もしあなたの妻の状態が危険だということが明らかになったなら、産児制限をするための薬を服用するよう努めなさい。そして、極めて危険な状態に至る以前の状態であなたの妻の母胎を完全に切除することは、できる限りしてはならない。

Q.444 (075-03)

私の地元には聖者になったと語る人がいます。多くの人が彼を信用しているようで、その一部には村のルバイ [イスラム知識人] たちも含まれます。しかし私はその人が聖者になったとは信じません。その理由は以下の通りです。第一に、彼自身が聖者であることを称しているからです。第二に、彼自身の活動や振る舞いが聖者としてふさわしくないからです。なぜなら、命令を

実行しない人の悪口を強く言い、自分を誇示することを言い、自分の能力や実力を話したがりです。また女性しか住んでいない家にも関わらず、許しを得ないまま勝手に上がり込み、また戯言を言いながら公衆の面前で自分の知識や行いを誇示したがるからです。彼は本当に聖者になったのでしょうか。また、聖者としての地位を得る人はどのような状態の人でしょうか。

A.444

あなたの説明から明らかなのは、その人の態度ややり方はただ金銭を求めているに過ぎないということだ。そのような行動、つまり聖者を自認する人の行動は他でもなく自分の利益のために宗教を売るものだと言える。もし聖者という言葉があるとすれば、それはアッラーの他に崇拜すべき神は存在しないことを証言し、礼拝を行い、ザカートを払い、ラマダン月には断食を行い、行う能力があるならば巡礼の義務を果たし、善行を行う、あるいはそのための努力をし、そして禁じられた罪深い悪行を避ける人のことである。人々にアッラーの道と呼びかけ、悪事を完全に避け、そして全てにおいてひとえにアッラーのためだけに働く人である。何かを期待したり、名声を期待したり、称賛を期待する人ではない。この聖者は悪い態度や振る舞いをする多くの人を思っているが、アッラーのご満悦を得るのはアッラーの道と呼びかけ、そして最大限にイスラムを受け入れるために能力と知恵を使い、アッラーのためだけに働き、時間、財産、そしてその他全てを、名声のためではなくアッラーのために使う者だと信じる。これこそがアッラーの御目から見た高貴な人である。なぜなら、アッラーは人間の優位性を本人やその名声から判断なさるのではないからだ。人から称賛されるためにひけらかすことや罪深さで覆われた知恵から判断なさるのでもない。しかし、アッラーの御目から見た優位性とは、タクワ〔神への崇敬〕である。タクワが勝る者がおのずと聖者となり、そしてその者は戯言を口にする無茶苦茶な性格の持ち主ではないのである。

Q.445(075-04)

イスラム教徒が自殺すると法的にどうなりますか。

A.445

イスラム教徒とは、アッラーの他に神はなし、ムハンマドは神の使徒であるということを知る者である。つまり、それは自分の身に対し力を握っているのはアッラーであり、永遠に平和で幸福な国を目指す道程

としてこの世の生活を送る神の創造物の一つだということを知ることを意味する。人生の過程で各々の人間はアッラーに対する信仰や信念が試されることは明らかだ。信仰心を持ち試練に耐えた者は、幸福な世界に住み、後に来世、すなわち波瀾のない不滅の国においても同様に幸福を得る。ゆえに、苦難が降り掛かった時のイスラム教徒としての生活方法は、その苦難に関してアッラーを頼り、アッラーに従い、非常に寛大且つ慈悲深いアッラーが、降り掛かったあらゆる災難を回避してくれることを期待し、苦難を受け入れるのだ。次に、アッラーの命令を伝えた預言者たちが神から与えられた災難（試練）と比べて、その僅かな災難に何の意味があるのだろうか、と比較する。したがって、慈悲深く慈愛多き神を信仰していた者が、希望を絶たれ、神の力と定命を信じなくなり、そして自分の命を絶ったとしたら、そのような者は明らかにイスラムへの信念から外れることになり、その死は明らかにイスラムにおける死ではなくなる。その者はイスラムに関する事柄から解除され、そして文言が明確に示す通り、後の来世で痛烈な報いを受けることになることは明らかである。ゆえに、各々のイスラム教徒は人生とは道程であるということ、またその道程において時折騒動に巻き込まれ、困難が降り掛かることもある、ということに心に留めておく必要がある。一方、その道程において快樂に溺れ、神によって与えられた喜びを忘れる人間もいる。ゆえにイスラム教徒にとって最高の人生とは、質素で、アッラーを信頼し、そしてアッラーに永遠に仕えることである。

■ 第76号 [Qalam 1956.11: 44-46]

Q.446(076-01)

現在ペラ州では、昨年ザカート・フィトラを払わなかったがゆえに請求を受けた人々に関する事で騒ぎになっています。何に基づいて彼らは支払い期限の過ぎたザカート・フィトラを請求しているのでしょうか。それはペラ州のスルタンの権限に基づいているのでしょうか。

A.446

憲法によると、ペラ州政府が適用または施行する宗教法はシャーフィイー学派に則ったイスラム法でなければならない。任命されてペラ王権の統治者となった王はシャーフィイー学派に従うイスラム教徒でなければならない。ザカートの支払いを滞納した人から徴集することは、シャーフィイー学派から由来したもので

はなく、他の宗派のものでもない。もしこれが正しければ、ペラ州当局者によりザカートを支払わなかった者に対して執行された法的処置はペラ州の憲法自体にのっとっていない。憲法に忠実であるならば、なぜそれがペラ州の憲法にのっとらず、ふさわしくもないのか、我々は驚いている。

ザカート・フィトラの支払い義務はハリ・ラヤの礼拝前に行くとされている。次の預言者ムハンマドのハディースに留意しなさい。「イブン・ウマルは伝えている。まことに神の御使いは(ハリ・ラヤの)礼拝に行く前にザカート・フィトラを行うよう命じられた」。

「イブン・アッバースは伝えている。神の御使いは、断食している者の無益な行為や卑しい行為の浄化として、そして貧しい人々への食べ物としてザカート・フィトラを義務付けられた。礼拝の前に払う者は誰でも、ザカートとして受け入れられる。そして礼拝後に支払う者は誰でも、通常のサダカの一つに過ぎないと見なされる」(アブー・ダウード、イブン・マージャ、ダーラクトニーそしてアルハキームの伝承による真正ハディース)。

このハディースから明らかなことは、ザカート・フィトラとして認められるのはハリ・ラヤの礼拝前に行った施しであり、その後、つまり礼拝の後に行った場合は単に通常のサダカに過ぎない、ということである。このハディースに基づくならば、期限が過ぎたものに対して裁きを下すことは許されるのだろうか。なぜなら、ハリ・ラヤの礼拝の後にザカート・フィトラを払うことはもはや義務としての性質はなく、通常のサダカと見なされるからだ。何に基づき、支払い期限が過ぎたため通常のサダカと見なされるものを支払わない人々を裁くのだろうか。これこそが、ペラ州の宗教局に属するウラマーが留意すべき、また回答を出すべき重要な事項である。

Q.447 (076-02)

(願主の) 願いが何でも叶うよう墓の恩恵にあずかるために、墓に願掛けすることを許す説明とは何でしょうか。

A.447

それを許す文言がないため、この件に関して我々は何も説明できない。死者は以下の三つの事柄を除き、その人の行いは終了する。それは、来世まで報酬を受け取ることができるサダカ、両親のために祈る品行方正な子供、そして有用な知識である。死者は何も力を持

たず、己を助けてもらうことはできない。ましてや他人のために何かを願っても助けにはならない。

Q.448 (076-03)

私はダルル・イスラム [インドネシアにおけるイスラム国家樹立を目指す政治運動] に対する悪評を多く耳にします。多くの人がダルル・イスラムのことを敵視しています。人々がダルル・イスラムに対してどのような立場を取っているのか知りたいと思います。

A.448

ダルル・イスラムはイスラム国家を意味する。この意味から分かるように、イスラム主義のために戦う人々は、その国がダルル・イスラム (イスラム国家) になることを望み、これは彼らにとって、「なんと良い土地だ。神はなんと寛大な御方だろうか」と記されているような神の約束を実現するための義務である。それはインドネシアにおいてパンチャシラ [インドネシアの建国五原則] が国是として発表された後に起こった。一部には、インドネシアがイスラム国家以外の国になることを望まないカルトスウィルヨのようなイスラム教徒がいる。なぜなら、インドネシアのほぼ90%の住民がイスラム教徒だからだ。彼らはイスラム国家樹立のためには暴力的手段を行使せざるを得ないと考えていた。一方、他の政党 (マシュミ党と合併したイスラム政党)、すなわちナフダトゥル・ウラマー、インドネシア・サレカット・イスラム党、そしてインドネシア・タリカット・イスラム党はすべてインドネシアにおいてダルル・イスラム (イスラム国家) が興ることを望んでいるが、その実施方法は憲法の範囲内、つまり平和的手段で理想の達成を求めるべきだと考えていた。両者の見解の根拠についてはここでは説明しない。

その後、スラウェシにおいてカハール・ムザッカーに率いられたイスラム国家を樹立する武装蜂起の構想が沸き起こった。続いてトゥンク・ムハンマド・ダウド・ブルエに率いられたアチェも、もはや黙ってはいられず、暴力的手段に出る以外になくなった。なぜなら、インドネシアの独立において、とりわけ先の蜂起においてインドネシアがオランダ軍にほぼ征服された時期に多大な功績があった人々に対し、インドネシア政府が弾圧を行ったとアチェのウンマの指導者は思っていたからである。国外の大使館あるいは海外業務の費用を支出したのはアチェであった。アチェの人々を失望させる多くの出来事があったと言われている。それは、アチェに送られた行政官たちの多くは非イスラ

ム教徒であり、またアチェの行政も適切に行われていなかったからだ。その上、宗教心に篤いアチェの人々が望む宗教に関する事項さえ配慮されず、それどころか無視されることも往々にしてあった。またインドネシアの「フェールーク」と呼ばれるジャワ人の調整官が女性たちを強姦し、アチェの人々の心をひどく傷つけたと伝えられている。これがインドネシアの情勢である。

我々の見解では、我々がイスラム国家またはダルル・イスラムを望むことは、イスラム教徒のいる土地において全員の義務となっている。ある国が大きくなればなるほど、イスラム国家を樹立する義務は重くなる。この義務はコーランのいくつかの節に基づいている。その内の一つは次の通りである。「アッラーの法を以て裁きを下さない者は誰でも、不義の徒、邪悪の徒、そして不信の徒である」。国中でイスラム法が施行されるよう、その国において法制度を確立することを各々のイスラム教徒に義務付ける節は他にも数多くある。そして、もしそれが実行されなかった場合、神の御前で責任を取ることになるのだ。

ダルル・イスラムを侮辱する人についてだが、彼らはイスラム教徒の宗教に対する責任について理解していない、または知らないに違いない。だからこそ、ダルル・イスラムの理想を馬鹿にし、非難するのである。

唯一留意すべき、また分析すべきことは、個々の措置として武力には武力を以て対抗することが適当なのか、あるいは憲法に則る方法を以て知恵を使うことが適当なのか、ということだけである。これは状況と場所、そして指導者たち自身の信念次第である。しかしながら、ダルル・イスラムを達成するためには、人間の法に従うのではなく、神の法に従った完璧性を包括したダルル・イスラムを樹立するよう、そのイスラムの理想を各々のイスラム教徒の胸に植え付けねばならない。そして、唯一コーランとハディースの教えだけに基づき、徐々に、そして完璧にその法を実施していくということは言うまでもない。果たしてこの事に対し気が進まない人はいるだろうか。

Q.449 (076-04)

インドネシアとマラヤ間の文化の差を縮め、それをイスラム教と共に発展させるという理想について貴殿のご意見はいかがですか。

A.449

確かに現在、インドネシアとマラヤ間の文化の差を縮

める構想が現れた。また両国の間に文化使節団を送るという理想が両者の間にあった。これらの理想は全て好ましい。なぜなら、両国は発祥を同じくしており、彼らを分けているのは行政だけだからだ。最近シンガポールで行われた講演の中で、アブドゥル・カハール・ムザッカー教授が述べた通り、インドネシアのイスラム教はここマレー半島から発祥したということは否定できない。したがって、インドネシアとマラヤの関係は非常に緊密で、イスラムの同胞関係を結ぶことは容易なことは明らかである。仮にもし使節団、あるいはその関係において、両者がイスラムに関する文化または両地域におけるイスラムの発展に関する事柄を無視したならば、その構想は成功せず、達成もされない。さらに両地域におけるイスラムの発展にとって極めて危険になると考える。ゆえに、我々はイスラム教徒に対して、あるいはイスラムの信奉者に対して真剣に注意を払うよう大いに望む。なぜなら、インドネシアあるいはマラヤのいずれにおいても、イスラムを快く思わない民族主義者たちが現れ、そして彼らはムスリムとしての自分の立場を十分理解していないがゆえに民族主義をより重視しており、彼らの心の中にはもはや宗教に対する責任感はない、ということを我々は現在理解し、自分たちの目で見てきたからである。もし後に両国がイスラムの原則を重視せずに友好関係のために文化使節団を送ったとしたら、それは危険であり、あまり有益ではない。

■第77号 [Qalam 1956.12: 18-19]

Q.450 (077-01)

私の地元では、死者のために行うラティープ・アルハッタード[コーランの章句やハディース、信仰告白の言葉や神を讃える言葉などを唱えること]に関して、喧々と意見の対立が起こっています。すなわち、死者の家でラティープを唱えるため参列した人々にどのような食事を振る舞おうとも、そのラティープによる報酬は死者には届かず、それどころかハラムである、と主張する人がいるのです。一方で、ラティープを行っても構わず、それはスナナに過ぎないと主張する者も一部にいます。では、どちらが正しいのでしょうか。また、どこでそれを行う許可を得ることができますか。

A.450

イスラム教の基本はコーラン、ハディース、そして教友らのイジュマー[イスラム法の法源としての合意]である。すなわち、ある人物のイバーダートに関する

事項について、コーラン、ハディース、そして教友らのイジュマーによって既に定められたこと、つまり使徒ムハンマドにより真正に示された事項に対し、加減を行うことは許されない。ラティーブ、すなわち通常はタフリール [「アッラーの他に神なし」という句] などと言われる言葉を唱えている間に食事を提供することに関してだが、それは使徒ムハンマドの時代、あるいは教友らの時代に行われたことはなく、それによって死者に恩恵がもたらされることはない。なぜなら、神は以下のように仰せになっているからだ。「人は自分が努力したものの以外、何も得ることはできない」。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「アダムの子供が死んだ時、以下三つを除き、その行いは中断される。それは、(1)来世まで恩恵をもたらすサダカ、(2)両親のために祈りを捧げる品行方正な子供、(3)有用な知識、である」。

この文言から明らかなのは、使徒ムハンマドが行ったこと以外の何かを執り行うことによって死者に恩恵がもたらされることはない、ということである。なぜなら、上述の三つの事柄の他は死者に利をもたらすものはないからだ。無論この三つの事柄は死者自身の努力なしに得ることはできない。つまり、もし死者が生前に来世まで恩恵をもたらすサダカを行っていないければ、その分け前を得ることはできず、またもし子供たちが品行方正になるよう指導し教育していなければ、彼らのために祈りを捧げる子供を得ることはできない。また、後にその結果が残される知識の普及と発展、そして書き方の教授などといったことを彼らが生前に行わなければ、彼らは何らかを得ることはできない。何かを得ることができるのは、こうした彼らの行いの遺産からである。それをおいて他にはない。このようなことは我々の慣例となっており、またスナナであるとも言われている。しかし、スナナとは我らの預言者ムハンマドにより教えられた何かに従うことであり、教えが存在しないものを行ったり、存在しない事項を付け加えたりすることは許されない。

Q.451 (077-02)

「もし宗教だけを重視するならば、我々は難儀する」。このような発言をするイスラム教徒がいたとしたら、貴殿はどう思われますか。こうした発言は法的にどうなるのか、ご説明願います。

A.451

イスラム教を信仰し、またその信仰心が篤いイスラム

教徒がアッラーの道へと呼びかけられた時、彼らは一重に「我々は聞き入れ、我々は従う」と応えるだろう。イスラム教徒にとってより重要なのは宗教であり、それ以上のものはない。真面目に宗教を理解し生活したならば、宗教で命じられた勤めを重視することになり、その人は難儀を感じることなく、常に幸福な生活を送れるだろう。我々がこのように述べる理由は、宗教の意義は単にイバーダートに限られたものではないからだ。人がイバーダートを行う時、すなわち神を崇める時、その者はあたかも明日死ぬかのようにだが、現世での富を求める時、彼はまるで死ぬことなく永遠に生き続けるかのようなものである。生活の教訓としてコーランの教えを規範とし、あらゆる悪事を避け、あらゆる善行を積むのである。このよう方法で、その人の生活が苦しくなるのだろうか。我々の理解では、単に信仰心がなく、イスラムの教えを理解していない人々だけが「もし宗教だけを重視したならば、生活に難儀する」という発言をするのである。そして、宗教を信じない人々の状況をどのように評価するのかは、勿論あなた次第である。

Q.452 (077-03)

もしムスリムの居住者(定住者)が40人ちょうど、またはそれ以上いた場合、義務の金曜礼拝の終了後に、あるいは続けて義務のズフル [正午過ぎ] の礼拝を行うことは許されるか否か、教えて下さい。

A.452

この問題に関しては、既に度々本誌に掲載した。使徒ムハンマドは、たとえ金曜の集団礼拝が40人に満たなかったとしても、義務の金曜礼拝の後に義務のズフルの礼拝を行ったことはない。我々が間違っていないければ、この件に関しては本誌で何度も説明をしている。そして、もし義務の金曜礼拝の後に義務のズフルの礼拝を許可する人たちがおり、また集団礼拝に集まった人々が40人に満たない礼拝を無効と判断する人たちがいたならば、コーランとハディース、そして教友らのイジュマーに基づいた説明を我々は求めたい。質問者がこの説明により満足するよう願うものである。

Q.453 (077-04)

犯罪を犯したがゆえに州政府によって処刑された人は、法的にどうなりますか。

A.453

ある人物が犯した罪は、州法にのっとっていれば、死

刑を以て裁くことができる。もしその州がイスラムの法制度にのっとった州であった場合、イスラム法における殺人に関する定められた法に則り、殺人犯に死刑が下されることは明白である。これは現世における法であり、来世の法については神の御力に委ねられている。

■ 第78号 [Qalam 1957.1: 43-46]

Q.454(078-01)

近頃、預言者ムハンマドの偉大さを讃える祝賀行事がマラヤ連邦とシンガポールの各地で開催されたそうです。一部の地域では大勢でコーランを肩に担いで運びながら村を回り、また一部ではコーランを馬車に乗せて町を回るという行事が行われています。そして、そこでは男女が交わり、余興のためにグンダン [伝統的な手太鼓] や踊りが披露され、祝賀が行われます。そのような状況で、彼らが心を込めた踊りを披露するなかで、コーランを担いで運ぶことは許されますか、あるいは許されませんか。

男女が見つめ合うことはイスラム法で禁じられていますが、この祝いの場で男女が一緒に交わることは許されますか。なぜ何年も前にはこのようなことが行われていなかったのでしょうか。また過去の時代について、貴殿の見解はどのようなもののでしょうか。預言者ムハンマドの時代に、このような大々的な行事が開催されたことはありますか。もし行われたことがなかったなら、なぜ現在は行われていて、誰がそれを始めたのか、そしてどのような措置が取られるのでしょうか。

A.454

預言者ムハンマドの生誕祭、預言者ムハンマドの昇天祭、またコーラン啓示の日の祝いを我らが崇敬するムハンマドは行ったことがない。またそれを行うことはコーランやハディースの命令であるという根拠もない。祝祭が行われたのは二つの日だけで、それは断食明けの大祭と犠牲祭である。ヒジャーズ [メッカ・メディナを含むアラビア半島の紅海沿岸部] のようなアラブの国々では、預言者ムハンマドの生誕祭を祝ったことがなく、その他の地域についても同様である。上述の説明を以て、あなたの質問に回答したことになるだろう。コーラン啓示の日の祝いの場で男女が交わることは、コーランの教えに全くもって反する、つまりイスラムの教えに反することである。

Q.455(078-02)

クランタンの州政府は、村落に住む人々のイバーダートの実践を正すよう彼らを監督し、宗教を教えるため数人の宗教監督者を任命しました。その監督者たちはモスクに来てはいつもただ講話を行っているだけで、村の人々が行っているイバーダートの実践を正し、教えるために来ているわけではないようです。ある日私はクランタン州のコタバルからおよそ14マイル離れたある村のモスクで金曜礼拝を行いました。私がそこでイマームと共にアッタヒヤート [信仰告白、証言儀礼] を唱えている時、突然一人の老人がやって来て、金曜礼拝を行うために私の左側でタクビール [「アッラーは偉大なり」と唱えること] を行いました。その後、彼は皆と一緒に座りアッタヒヤートを唱えました。そしてイマームが挨拶の言葉を唱えた際、彼もすぐに立ち上がり、ちょうど二回のラカートをやり終えると、彼はまたアッタヒヤートの句を読み、その後には礼拝を終了するための挨拶の言葉を唱えました。法学書に記されている法によれば、その老人が行ったような金曜礼拝は無効であり、絶対行ってはならないといえます。ここで私は、それぞれの村にいる宗教教師やルバイの助けがなければ、政府に任命された監督者を村に送るという方法では、村の人々に完璧にイバーダートを実践させたり、また正したりすることはできないと信じます。そして、監督者らに支払っている報酬は政府にとって損失にしかなりません。なぜなら、望み通りの利を村の人々にもたらしてはいないからです。その監督者らに支給されるお金は、村の宗教教師やルバイが村々での宗教教育の発展にむけてさらに熱心になれるように、彼らに与えた方がより良いと考えます。この件に関し、私はクランタン州の官房長あるいはムフティに手紙を送るべきでしょうか。

A.455

実のところ、あなたの要望をより確固たるものにするためには、あなたの質問あるいは明確な考えを官房長あるいはムフティ本人に届けるべきである。我々がこの質問を報じたのは、彼らにこの件に関して注意を喚起させ、意見や解釈を伝えるようにするためであり、口出しするためではない。

Q.456(078-03)

現在、インドネシアの陸軍に分裂が生じ、スマトラでは部隊の三分の二がジャカルタの中央政府ともはや無関係であると表明しましたが、その理由についてご説

明頂けますか。

A.456

実のところ、スマトラで生じた状況は政府の陸軍兵士に対する扱いへの不満とつながりがある。すなわち、数人の指導者がインドネシアの体制の中における彼らの地位を守るため、兵士を陸軍以外の事柄に利用したからである。こうした不満について、インドネシアの新聞で鮮明にありのまま報道された結果、インドネシア議会の防衛委員長シャリフ・ウスマン氏は、スマトラ地域に駐屯する軍の兵舎は動物小屋にも適さないもので、ましてや人間にふさわしい所ではない、という発言をしたことがあった。

この説明から明らかなように、不満感は次第に蔓延した。とりわけ指導者と主催者が贅沢に暮らし、また大統領がレジャーと余暇のために諸外国に行つて数千万ルピアも支出した時は殊更であった。一方の軍と民衆は家の地下道、橋の下、そして防空壕の下に住み、彼らの生活は植民地時代より苦しくなったときえ言われた程であった。その改善のために立てられた軍の計画は全て無視され、例えば北スマトラとマルクでは州の資産を売り、そこから自分たちで収入を得ざるを得ない一部の陸軍部隊も一方で存在した。それは民衆に与えるためではなく、配下の陸軍兵士の状況改善のために不可欠となる運営を自らの責任で行うためであった。シムボロン大佐自身も北スマトラにおいてそうした事を行ったことがあり、またスラウェシでも起こったことがある。そして、この事態はインドネシア全域で騒動となった。

なぜこのようなことが起きたのだろうか。声明が出されたことはあなたがおっしゃった通りだが、その主な理由として、その地域の歳入のほぼ90%が中央に持って行かれ、その地域の開発や軍部のためにはたった10%しか残されなかったことが挙げられる。こうした理由から、それらの地域で不満が生じ、それらの地域が自治区になること、つまり自分たちでその地域の行政権を握ることが望まれるようになった。こうした感情を彼らは明確に且つ断固として表明したのである。

一方、個人の地位、具体的には大統領自身の地位を守るために陸軍を利用できるよう陸軍に対し影響力を持つための他の問題があるが、これは陸軍を弱体化させるためとみなすことができ、彼らの団結が崩されかねない。この目的のため、大統領と彼の率いるインドネシア国民党の権力を減退させかねない指揮官は誰しもが降格させられ、代わりにスカルノ大統領に忠実だ

と信じられている人々をその役職に就かせる方法が模索された。これが理由で、1952年に10月17日に陸軍による国民議会の襲撃という事件が起こった。幸いにもその事件が広がることはなく、解決に至ったが、関係者と見なされた人々を裁くよう求めたり、煽りたてる分子もいた。

賢明性と良き協力関係、そして愛国心のもと、ジョグジャカルタ憲章が起草されることとなった。その憲章は、降格あるいは将校の部署異動に関しては合議に基づき決定するというものであった。しかし、間もなくして再び陸軍内に緊張が起こった。その頃陸軍参謀長となったズルキフリ・ルビス大佐は、賄賂を受け取っていた責任ある立場にいる行政官僚らに対する政府の無関心さに対して、明らかに不満を持っていた。それゆえ、アリ・アリフィン[サストロアミジョヨ]内閣を降ろし、ブルハヌディン内閣に取って代えることが急務であった。ブルハヌディンは賄賂に関する法律が制定され、施行されることを望んでいた。こうしてブルハヌディン・ハラハップ内閣が組閣されると、彼は軍から強い支持を得て、彼の内閣は賄賂に関する法案を作成することに成功した。しかし残念なことに、大統領に署名を進言した際、大統領はその承認を嫌がった。それは、賄賂に関する法が施行された時、それによって多く苦しむ、あるいは大きく巻き込まれるのは大統領のお気に入りの人々、具体的にはインドネシア国民党の党員であるということは言うまでもないことで、その事実はインドネシアで広く知られていた。

総選挙が行われた結果、ブルハヌディン・ハラハップは権力の座から去ることになり、代わって国民から選ばれた現行の内閣がそのポストに就いた。まさにこの時、ある印刷所で不正を働き、賄賂の受け取りに共謀したかどで、今度は外務大臣ロスラン・アブドゥル・ガーニーがカウイラン大佐によって逮捕を命じられるという事態が起こった。この時ロスラン・アブドゥル・ガーニーはたまたま国外へ行く予定になっており、彼の逮捕は陸軍参謀長によって阻止され、アリ・サストロアミジョヨ首相本人が彼を匿った。このニュースはモフタル・ルビス氏の主宰する日刊紙『インドネシア・ラヤ』で広く報じられた。こうした事態のなか、外務大臣の名誉を守るために、内閣は「ロム氏捜査委員会」として知られる捜査委員会を立ち上げた。同委員会は、ロスラン・アブドゥル・ガーニーは全ての容疑において潔白であると発表した。後にスマトラに異動させられるズルキフリ・ルビス大佐はその時新聞に対し、

そうした不正は根絶すべきであると明言している。この発表により、ズルキフリ・ルビス大佐と軍司令官との間に対立が生じた。そして西ジャワ軍の司令官となったカウイラン大佐は降格となり、在外大使館の駐在武官となった。

しかし、元来悪事を隠すことは極めて困難であり、その臭いは外に漏れるものである。『インドネシア・ラヤ』紙の記者、モフタル・ルビス氏が誣告の容疑で裁判所に訴えられた際、そこで彼は勇敢にもロスラン・アブドゥル・ガーニーの行為に関する14枚の書類の写真を提出した。そしてそれらの写真は、ロスラン・アブドゥル・ガーニーが大臣としての役職において実際に不正を働いたという明らかな証拠となった。この事は再び激しい騒動を巻き起こした。まさにこの騒動のなかで、この事態における厄介者としてズルキフリ・ルビス大佐を非難する方法が模索されたようである。おそらく彼は逮捕されると考えたのだろう。ズルキフリ・ルビス大佐は姿を消したが、まだジャワ社会の中に潜伏していた。彼はアリ・サストロアミジョヨにより、軍の力を以て現政府を倒そうとした嫌疑がかけられたが、この嫌疑は南カリマンタンのアビマユ大佐、そして現在南スマトラで運動を行っており、ジャカルタの中央政府とは無関係な政府を樹立したシムブルン大佐のような数人のインドネシア人指揮官によって否定された。ズルキフリ・ルビス大佐は、現政権は国家と国民の安全を危うくする不正な政権であり、またハッタヤハメンクブウォノなどといったジョグジャカルタにおいて政権の座に就いている指導者が、現在インドネシアで起きているあらゆる不正を静めることが望ましいと明言している。

以上の説明や描写から、我々は次のように結論付けることができるだろう。すなわち、現在インドネシアで起きている望ましくない出来事は、インドネシアの団結を崩そうとする分子が引き起こしたのではなく、政府の一部の人間、とりわけ自分たちだけが贅沢をするインドネシア国民党の党員たちによる施策の結果であり、国民の困苦は全く気にかけていないということだ。その結果、独立国の平穏と繁栄、そしてその富を国民が享受することができず、ただ指導者たち、そしてごく一部の人間だけがそれを味わい、外交官たちは立派な仕立ての服を着ている。一部の人間は贅沢な暮らしをしている一方、一部の人間は過酷な苦しみを味わっており、橋の下で暮らし、井戸で水浴びをするという、ここマレー半島に住む我々がしたくもない暮

らしをしている。苦しさはますます悪化し、また道徳的危機も次第に高まっていた。これこそが、陸軍内の不満が現在複数の地域における騒動の要因となった源である。シャリフ・ウスマン氏が述べている通り、とりわけ軍の駐屯地、つまり兵舎が彼らにふさわしいものではなく、動物小屋に適するものに過ぎなかった。あなたの質問に対する回答は、以上の説明で十分だろう。

■ 第79号 [Qalam 1957.2: 8-9]

Q.457 (079-01)

稲作農民からそれぞれ徴収したザカート¹を遣いモスクを建設することは法的にどうなりますか(また、アミール[喜捨を徴収する役人]によらない徴収金に関する質問がいくつか寄せられた)。

A.457

ザカートに関しては、次のように定められている。(1)貧者、(2)困窮者、(3)ザカートの徴収人(アミール)、(4)イスラム教に入信したばかりの者(改宗者)、(5)己の自由を望む奴隷、(6)負債者、(7)アッラーの道(ジハードの利益のため)、(8)旅費が不足している旅人、である。ザカートの資金は何よりもまず人を貧困から解放するために優先的に使われるべきであるという見解のウラマーもいる。一方で、モスクを含めた学校の建設などはアッラーの道のための資金として使うことができるというウラマーもいる。以上を以てこれらの質問に対する回答になったと思うが、覚えておくべきは、使徒ムハンマドの時代には何よりもまず貧者に与える、あるいは援助することがより優先されたということである。

Q.458 (079-02)

マラヤ・イスラムカレッジに進んで勉強を継続する人は学費を自費で払うのか、あるいは政府の援助を受けるのでしょうか。一ヶ月の学費はいくらで、またどのような資格が求められますか。

A.458

多くの学生が自費で学費を払っているが、政府から援助(奨学金)を受けている学生もいる。学費と資格については、カレッジの事務局長に書簡を送るのがいいだろう。事務局長は喜んであなたの質問に答えてくれるに違いない。宛先はあなたも勿論ご存知であろうが、次の通りである。スランゴール州クラン、マラヤ・イスラムカレッジ、事務局長宛。

Q.459 (079-03)

イスラム教徒が産児制限のためにある薬を使うこと、また妊娠を望まないイスラム教徒が、助産婦の助けを借りて母胎から取り出すことは、宗教の観点からみると、法的にどうなりますか。

A.459

原則としてイスラム教は産児制限を禁じておらず、熟練の医師の指導下にその手段を得ることができる。しかし、イスラム教は母胎を傷付けたり、あるいは子宮を切除したりすることを厳しく禁じている。またイスラム教は妊娠を知った後での中絶は固く禁じている。まして、お腹の中の胎児の年齢が4ヶ月と10日に達した場合、それは殺人と同等と見なされる。明らかなのは、母親の母胎と健康を損なわない方法での産児制限は、禁じられておらず、禁止とされているのは子供を墮ろすこと、あるいは子宮を傷つけることだということである。

Q.460 (079-04)

回答用紙にごまかして点数を付けることは、イスラムの観点からみると法的にどうなりますか。また、そのような行為を行った人は、州法により訴えられますか。

A.460

イスラム教は、自分自身に対し公正に振る舞うよう命じており、そして宗教あるいは州のいずれの法においても詐欺を行うことは禁じられている。詐欺を行うことは罪である。その人を州法に則って裁くまたは訴えることが可能かどうかについては状況による。最善なのは、あなたが州法ではどうなっているのか見てみることである。それは役所を通じて簡単に入手できる。

Q.461 (079-05)

以前キヤイ・ハサン・ビン・アフマドの著書『アル＝タウヒード』がジョホール州政府のムフティにより禁書とされましたが、現在その本に基づいて実践することは許されますか。

A.461

我々が知る限り、その著書はコーランとハディース、そして教友のイジュマールに基づいたものである。もしその中にそれらに反している事項があれば、あなたはそれを実践してはならない。なぜなら、イスラム法の原則はただ上記の三つであり、また使徒ムハンマドは、アッラーの啓典と使徒ムハンマドのスナナを実践し規範としている限り、我々が道に迷うことはないと思

されているからだ。以上のことから、あなたが実践することは現状では違反とならない。そしてもしそれを禁じる人がいるならば、著者が書いた内容を正すコーランやハディースに則った根拠をどうぞ提示して頂きたい。

■第80号 [Qalam 1957.3: 7-9]

Q.462 (080-01)

現在インドネシアでは、インドネシア政府と三つの地域、すなわち西ジャワ、スラウェシ、アチェから成るダフル・イスラムの一派との間に対立が起きています。ここで反乱を起こした人々は武装集団、また別の言い方では悪人という言葉で呼ばれています。簡潔に言えば、報道の中で彼らはあたかも悪人であり、罵られている状況にあります。イスラム教徒として、我々は彼らの行動を罵ってもよいのですか。

A.462

イスラム法について最大限広く理解し学ぶイスラム教徒ならば、各自がどこにしようともイスラム法制度を確立するために尽くすことが義務付けられていることを知っているだろう。実行されたかどうかではなく、自力で樹立するというだけでもなく、イスラム法制度を確立できるまで努力するよう義務付けられているのだ。これを実行する方法は、信徒自身の能力次第である。もし彼らが持てる力をもってしても確立することができないなら、それを求められてはいるのではなく、持てる能力と工夫を以て別の方法で戦わなければならないのだ。イマームであるカルトスウィルヨが提案したインドネシア・イスラム国の樹立の宣言が出されたのは1949年、つまりスカルノとその仲間たちが権力を握っている限り、イスラム国家の樹立は達成できないと判明した後のことであった。それゆえ、インドネシアでイスラム国家を樹立するには反乱を起こす道しかないというイジュティハードを行った。「アッラーから賜われし国を樹立し、それを支えるためには革命を起こす必要があり、義務である。政治、軍、宗教、あるいは別の言い方のもののいずれの意味においても、社会を『熟した』段階へ導く革命、特にイスラム革命が必要である」と、インドネシア・イスラム国のイマーム、カルトスウィルヨは述べた。「よって、アッラーから賜われし国家の樹立を我々が望むならば」と彼は言う。「革命の火が広がることを全く恐れてはならない。血を注がずに生まれてくる子供はいないのである」。以上がイスラム国家を樹立する上での彼の見解またはイ

ジュティハードである。

まさにこのようなイジュティハードの下で彼らは戦い続けたのである。初めは一人で、しかしその後スラウェシのカハル・ムザカル、カリマンタンのイブン・ハジャルがそれに応えた。そして最後に、1953年9月20日にインドネシアのウラマーとして有名なキヤイ・ムハンマド・ダウド・ブルエがアチェで反乱を率いることになった。彼らの地位と立場、そして力と信仰を追求した結果、彼らは全員以下のようなイジュティハードに至ったのである。それは、現在のインドネシアで神のカリマを守るためには、あるものを犠牲にすることが己の明らかな義務である、という判断である。インドネシアは現在スカルノとそのグループによって支配され、彼らはイスラム国家の樹立という理想を妨害し、その上惹き付けることが可能なイスラム教徒たちの機嫌を取ることに努めるという行動や行為がはっきりと見受けられる。結果、そういった状況ゆえにスカルノとその仲間たちが「禁じた」イスラム国家の樹立の思想と義務を無視し、共産主義者や国民党に進んで協力するイスラム教徒たちが存在するに至った。その高貴なる理想を守るため、勇敢な者たちは彼らの赤い血を以て償うのである。つまり、財産と身命を賭してアッラーの道におけるジハードを実行することによってアッラーのカリマを守るのである。

イスラム教を信仰する我々は、彼らの行動を悪人の所業あるいは陰謀だと言うのだろうか。血を以て戦い、それは一重に神の命令を果たしているにもかかわらず、一日五回神を崇め、神の命令に従う我々イスラム教徒は彼らのことを悪人と呼ぶのだろうか。アッラーを信仰するイスラム教徒にとって「アッラーの御ために財産と己を賭して戦うムジャーヒド〔ジハードに参加する戦士〕、すなわち己の財産と快楽にもはや愛着を持たず、神の要求を受け入れるアッラーの軍隊としての彼らを尊敬するに違いない。例え他の人々が我々に何と言おうと、我々は手を掲げ彼らに敬意を表さねばならない。たとえ人間が禁止と言おうとも、彼らは勇敢にも血まみれになりながら、神がハラルと仰せになったことを守ろうとするのである。

以上の説明から、あなたは次のことを詳しく見ることができただろう。すなわち、我々は彼らのことを罵ってはならず、逆に彼らを尊敬しなければならないということ。そして可能ならば、彼らの負担と責任を軽減するため、ジハードを戦っている彼らの手助けをしなければならない。大胆にも彼らの戦いを禁じる

ファトリワを出すイスラム教のウラマーは一人もいないと我々は考える。そして願わくはアッラーのカリマを守る戦いにおいて殺された彼らが、以下の神の啓示の中に記されているような人々の集団に含まれることを。「アッラーの道のために殺された者を、決して死んだと思ってはならない。それどころか(彼らは)アッラーのみもとの扶助を賜って生きているのだ」(コーラン「イムラーン一家」の章第169節)¹⁰⁾。

Q.463 (080-02)

アッラーの啓典や使徒ムハンマドのスナに回帰しようとしなない人(ビドア[逸脱]した人—編集部註)をイマームとして彼の後ろで礼拝することは許されますか、また上記による報いや罪はありますか。

A.463

礼拝の条件、すなわちタクビール、コーラン「開端章」の読誦、ラクア[立礼]、サジュダ[平伏礼]、二回のサジダの間の座礼などといった外見上の動作や読誦が、我々が崇敬する使徒ムハンマドが見本として示された方法に反してしない限り、我々の見解では彼らの後ろで礼拝したとしても支障はない。もし我々が彼らに遭遇したら、自分の兄弟のように挨拶しなければならない。そしてもしあなたが彼らが無礼だと見なしているならば、彼らに優しくし、彼らに対し賢明で良き態度や振る舞いを示さなければならない。無礼な態度を取ることを避け、同胞で責任ある友として良好で真摯な関係を築きなさい。

Q.464 (080-03)

金曜のイバーダートに関連する事項、つまり金曜礼拝の後にズフルの礼拝を行うことに関してお尋ねします。

A.464

この件に関しては、我々は度々回答した。使徒ムハンマドの時代から彼らが手本とするイマーム・シャーフィイーに至るまで、金曜礼拝の後にズフルの礼拝は行わないし、行われたこともない。過去に発刊された、いくつかの『カラム』の中で、この件に関する回答を見て頂きたい。

Q.465 (080-04)

なぜ現在のウラマーの大半は宗教に関して度々意見

10)「アッラーの御為めに殺された人達を決して死んだものと思ってはならないぞ。彼らは立派に神様のお傍で生きておる、何でも十分に戴いて」(『コーラン(上)』p.121)。

が対立しているのでしょうか。イスラムの原則は一つ、すなわちスンナ派に拠るしかないのではないのでしょうか。現在のような見解が生じたことはこれまでにありましたか。

A.465

我々の地域で生じているいくつかの要因の一つは、影響力を持つとする目的や意図にほかならない。もし昔の時代であれば、理解するために意見交換を行うか、知識を増やすために説明しようとした。その後も互いに敵対したり、あるいは対立したりすることはなかった。しかし現在では、いつもこうした事柄をあれこれ問題にし、共通点を探すのではなく、互いの分裂をもたらす点を探している。もしウラマー自身が意味と真摯な意見と同胞関係の違いを区別できないとすれば、その追隨者は尚更である。イスラム教の原則とは、コーランである。

通常、コーランの中に何らかの不明瞭な事項があった場合、その説明としてハディースが登場する。そしてもしそのハディースにおいてもはっきりしない場合は、イジュマー、つまりそれに対する教友らの解釈が許される。そしてもし、例えば教友らの解釈が存在しない事項が起こったとしても、一般的にイバーダートに関する事柄は明白であり、上記三つの典拠から得た有効な文言に基づく以外に他の解釈を行うことは許されないのだ。

■第81号 [Qalam 1957.4: 5-6]

Q.466 (081-01)

イスラム教(イスラム主義)ではない様々な政治理念に従ったならば、それは法的にどうなりますか。

A.466

『カラム』の中で専門家たちが以下の事柄について既に多くの記事を書いている。それは、各イスラム教徒は宗教、すなわちイスラム教に対して責任があり、いくつかのコーランの節で述べられているように、彼ら(イスラム教徒)はアッラーの法を以て裁きを下さなければならない、ということである。コーランの中で、全てのイスラム教徒はアッラーの法を以て裁くことが義務とされており、アッラーの法を以て裁かない者は誰でも、不義で邪悪で不信の徒であるとされている。これがアッラーの法を以て裁かない者に対する神が定めた法である。そしてその法制度を確立するために戦う事が、各イスラム教徒には義務付けられている。そのために、それぞれの政治闘争の中でイスラム教徒は

日夜働くのである。それは階級のためではなく、名誉のためでもなく、また地位のためでもない。唯一アッラーのご満悦を得るために、アッラーの法制度を確立するのである。そして時が来たら、その理想のために戦う際にはただ理想を持つだけでなく、もし必要ならば赤い血を以て戦うのである。アッラーのカリマのために戦って死んだ人々は、きっとアッラーのみもとで高貴なる場所を手に入れるだろう。

以上の説明から、あなたは次のことがわかるだろう。すなわち、アッラーの宗教の高貴性を高めるために戦うという理想を執行しない、あるいは定めない者は誰でも、神の法では、不義で邪悪で不信の徒であるということ。もし人が戦いの中でイスラムを敵視したとすれば、ますますそのような事になる。そしてその者はおのずとイスラム教徒の枠から外れることになる。

Q.467 (081-02)

私は失望を感じています。年齢が越えているがゆえに宗教学校あるいはアラビア語学校への入学を禁止することは、法的にどうなりますか。知識を追究することは子供だけに限られたものなのでしょうか。私はメッカで知識を学んでいる人々の多くが顎髭を生やしているのを見かけました。

A.467

実のところ、生まれた時から墓穴に入るまで知識の追究を命じられている。つまり、宗教の知識及び現世の知識いずれをも絶えず追究するよう各人は命じられているのだ。命じられた知識の追究をするよう導くハディースの伝承は数多くある。その努力をせねばならないのは若者だけではない。しかし、学校に関しては規定があり、年齢が越えた者は受け入れることができないと定められている。今のところ年齢制限の規定がないのは大学での勉強だけである。一方、他の学校は制限があるが、例外もある。そうした規定があるゆえ、クラス分けを定めるのが運営上望ましいだろう。つまり、子供のための部、そして大人のための部を設置するのである。また、彼らのために特別授業を開くよう提案するのもいいだろう。これは人が定めた規定を損なうよりも良い方法だろう。その学校で学問を追究する人々がこのような方法で指導を受ければ、そしてもし許される時間と状況が増えれば、彼らはそのような状況をきつとうまく受け入れるだろうと我々は信じている。

Q.468(081-03)

もしある人が宗教局に前もって知らせずに、あるいは許可を取らずにモスクで宗教に関する演説を行ったならば、それはペラ州の条例に触れますか。

A.468

我々が知る限り、宗教に関する演説を行うことを禁じるムスリム法はない。そして、もしその人が何らかの違反行為を犯した場合は、その法に則って裁くことができる。宗教教育に関する法の一つとして、ムスリム法(刑法、1939年法律第5号)第12(1)条が挙げられるが、そこにはこの法に則って宗教教育を行う人を裁くことができる、と述べられているに過ぎない。その中には宗教演説の禁止については全く触れられていない。各州はこの法に従わねばならないゆえ、我々の見解では、モスクあるいは他の場所で宗教演説を行うことを禁止する法は存在せず、そして彼らが宗教局に許可を願い出る必要もない。

マラヤ連邦に非常事態法が存在する関係から、もし演説をモスクの外で、あるいは公の場で行いたいのであれば、彼らはただ警察当局から許可を得ればよい。より詳しくは、関係当局を自分で調べてみるとういだろう。またこの件に関する法を自分で調べてみるとういだろう。

Q.469(081-04)

イスラム教を信仰する両親から生まれながら、大人になるまでイスラムの教育を受けることがなかったため、キリスト教の教えに従っている子供たちがいます。この過ちの責任は誰が負うことになりますか。子供ですか、それともその両親ですか。

A.469

ハディースの文言は以下の通りである。「子供はそれぞれフィトラ(本然の姿)を持って生まれてくる。ただその両親が子供をキリスト教徒、あるいはユダヤ教徒、あるいはゾロアスター教徒にするのである」。

以上のことから、その過ちの責任を負うのは彼らの両親である、ということは明らかである。

■第82号 [Qalam 1957.5: 8-11]**Q.470(082-01)**

ブルネイからの報道によると、最近ブルネイの顧問理事官がブルネイでの販売、閲読、そして保管を禁じるよう、猥褻と見なされた本の名前をいくつか発表しました。私が驚いたのは、それらの本の題名のなかに、

コーランとハディースに基づいたバンドンのハサン・ビン・アフマド氏の著書『一問一答』があったことでした。この本は、コーランとハディースに基づいて宗教問題について議論した内容であるため、私は以下の質問をしたいと思います。それらの本を禁じた人々は、コーランとハディース、そして(イバーダートにおける)教友らのイジュマー、または昔のイスラム社会には存在しなかった世界の事象に関連した事柄に対するキヤース[類推]の規範に基づいていたのでしょうか。また、発禁となった『一問一答』は非イスラム教徒、またはカリマ・タウヒード[神の唯一性]、すなわち「アッラーの他に崇拝に値するものはない。ムハンマドはアッラーの使徒である」という言葉を唱えていない人が出版したものでしょうか。綿密な調査と賢明な行動を取らずに何かを禁ずることのないよう、つまりある国において、その地位を守るために宗教の力が利用されることのないよう、この件の真実を追究するためには何が最善かについての貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.470

我々は実際にそれらを発禁にするためにブルネイの顧問理事官が出した禁止事項について読んだ。その中には『一問一答』が含まれていたが、その発禁はブルネイの宗教局の提案を受けた、あるいは受け入れたものであり、宗教局内には権限を行使して上述の『一問一答』を発禁にすることを望むブルネイのウラマー委員会の存在があるに違いないと我々は信じている。イスラム教は誰かの所有物ではなく、それはアッラーの宗教である。アッラーはコーランを啓示され、それはムハンマドによって我々に伝えられた。そしてアッラーはムハンマドを我々の指導者にされた。我々が崇敬する使徒ムハンマドは、アッラーの啓典とその使徒ムハンマドのスンナを規範とすれば、あなた方は永遠に迷うことはないとは忠告された。アッラーの啓典とその使徒ムハンマドのスンナの中で、イスラム教は最も完成された宗教であると定められており、上述の使徒ムハンマドの文言に基づき、イスラム教徒はこの二つを規範としなければならない。そしてイバーダートに関しては、その中に追加事項は一つもないことは明白である。すなわち、我々が崇敬するムハンマドによってもたらされたコーランのなかに明示されている限り、そこで議論が生じることはない。そしてもしこの問題、すなわちイバーダートの問題に関して不明瞭な事項があった場合は、使徒ムハンマドの時代に生きた教友らの同類

の証言を引用するのである。教友らは信頼できる人たちであり、我らが崇敬するムハンマドと同じ状況下で暮らしていたということは言うまでもない。

以上のことから、使徒ムハンマドから教友へ、そしてタービウン〔教友の弟子で、ムハンマドの死後に生まれた世代〕、そしてターバウッタービーン〔タービーンの次の世代で、タービーンの弟子〕へと伝えられた生活の規範（イバーダートを行うこと）に対する解釈は、コーラン、ハディース、そして教友らのイジュマーを唯一の規範とすることは明らかである。四学派のイマームたち自身、もし彼らの解釈がコーランとハディースに反するものであった場合、彼らの解釈を捨てよ、と述べている。なぜなら各学派の解釈において、一つの問題に対してある一派はハラルと言い、ある一派はハラムと言うことが往々にしてあるからだ。つまり、二つの法が存在することになる。ハラムとハラルという二つの法だ。しかし実はイスラムにはそのようなことは無いのである。時折一つの学派の中にカウル・カディーム〔イマーム・シャーフィイーの在バクダード時の見解〕とカウル・ジャディード〔イマーム・シャーフィイーの在エジプト時の見解〕が存在することがある。彼自身が文言を見つけた時に、見解を変えたのである。それ以前にはそのようなことはなく、よって二つの法が存在するようになったのは、法学派から出たものである。イバーダートを行う際に規範あるいは指針とすべきはコーランとハディースであり、その事項に関して不明瞭な事項があった場合は教友らのイジュマーによって完成される。キヤースが許されるのは、既に完成した事項（イバーダートの事項）ではなく、使徒ムハンマドの時代には存在しなかった、あるいは生じたことがない事象に対してである。例えば、注射、検死解剖、産児制限といった問題だ。つまり、上記の事柄は使徒ムハンマドの時代には存在せず、その法的判断はその時代に存在した事項に基づいてキヤースを加えるべきなのである。したがって、現在実施されている規範は使徒ムハンマドの時代、教友らの時代、そしてタービーンの時代以降、既に何千年もの間取り残されているのである。そして、最後の段階において大元の解釈に立ち戻る、つまり道に迷ったら原点に戻るといふ努力が勇敢にも注がれた。ゆえに、イバーダートに関して彼らは断固として法的判断を下し、もはやウラマーの見解あるいは意見を規範とはせず、初期の時代のイスラムのように、二、三の法源、すなわちコーラン、ハディース、そして教友らのイジュマーに

厳格に基づくのだ。そうすることで、ウラマーらの見解、つまり人間の見解によって生じた、一つの問題に対して二つの法が存在するということがないようにするためだ。そしてこれこそが、たとえその学派に属する人々の追随者となった人たちから激しい反対を受けようとも、彼らが断固として典拠に基づく理由である。したがって、この事柄はまさに昔本来の規範なのである。以上が第一の質問に対する回答である。

第二の質問に対する回答は次の通りである。『一問一答』から引用された見解は新しいものではなく元来の見解であり、それはウラマーらによって記され、その彼らが記した見解が規範となり続けたのである。彼らはコーランとハディースに厳格に従うという考えを持ち、そしてもし彼らのことを、コーランとハディース、そして教友のイジュマーの文言に従うイスラム教徒ではないと言う人がいるとしたら、お金を出して、このような事柄において真実を追及するための討論会を進んで開くだろう。

第三の質問に対する回答は次の通りである。最善なのは、駐在官の背後にいるブルネイのウラマーたちが、『一問一答』を禁書にする前に、まず公開討論を行うことである。もしブルネイ政府が受け入れる準備ができているならば、『一問一答』に対して責任を負う著者は進んで公開討論会を開くだろうと我々は信じる。もしブルネイのウラマーらがこの件に関する真実の追究を望むならば、おそらく著者自身、実費でその会議に向きたいと思うだろう。ブルネイのウラマーらはその著者本人宛に照会することができる。東ジャワ州バンギル、ポゴール304、ハサン・ビン・アフマド氏宛である。あるいは、もしそれを運営してもらうための仲介人が必要ならば、クアラ・カンサーのヤーヤ・アリフ氏がおそらく進んで運営を引き受けてくれるだろう。あるいは『カラム』の著者自身も、真実を追究する公開討論を実施するために進んでキヤイ・ハサン・ビン・アフマドに要請を伝えるつもりだ。

この提案が、公の前で真実を追究し、明白な根拠を以て討論できるように、ブルネイのウラマーたち、とりわけ宗教局長に広い心で受け入れられることを願う。民衆が禁じられた何らかの事項を理解する上で困惑しないように。実のところ著者たちが説明する事柄の基本は、我々の見解では、コーランとハディースを指針としているのである。よって、もし彼らの見解が禁止とされるならば、ブルネイの国においてコーランやハディースも同様に禁止ということになる。もしブルネ

イの宗教局が『一問一答』の解釈は誤りであると考えているならば、公開討論会においてその責任を負う著者を前に、その誤りを正さねばならない。なぜなら公開討論会を開いてこそ、各々の責任を果たすことができると我々は信じるからだ。

Q.471 (082-02)

宗教法を分析する際に理性を行使すべきでしょうか。また、祖父母の教えがハディースとコーランに反していると判明した時、それを改めさせるべきでしょうか。

A.471

実のところあなたの質問は二つに分けられる。第一に理性に関して、第二にコーランとハディースに反すると判明した事柄に関して、である。理性は分析を行うために非常に有用な道具である。理性を使わなければその分析を行うことはできない。理性のない人間は、分析を行うことなどできない。理性の行使に関しては、コーランやハディースのなかでとてもたくさん言及されている。そのうちの一つは、理性のない人間のために宗教はない、という文言である。このような理性は、宗教を指針として完璧に法を詳細に調べ、分析するために行使し、その後に信念を増すために使う場合に限り、その完璧なる理性は高貴と見なされるのである。一方、神の存在を理解し、それを我々が確信するために理性的思考をすることを神は我々に命じている。山がどのようにして立っているのか等々、汝は考えよ、と神は仰せになった。誰がそれを創造したのか汝らを知るようにと。あなたが家を出て生えている植物を見て、それに対しあなたが理性を行使しなければ、それに注目することはなく、それは何の変哲もない事だとあなたは言うだろう。しかし、その木がどのようにして生えているのか、どのようにして伸びるのか、その植物の生態はどのようなものなのかをあなたが見て、また観察した時、その状態やあらゆることについて考えた後、自分はそれを造る能力を持っているのかと、あなたは自問するだろう。あなたが自問した時、やがて知るだろう。あなたは弱い僕であり、何かを創造する力を持たず、それゆえにアッラーに従うのだということ。

しかし、宗教における一部の事項に関しては、理性の介入が許されないものがある。例えば、ウブーディーヤ [アッラーに真に従順であること] に関する事項である。そこではその文言については研究することが求められる。すなわち、理性を使って与えられた

文言を研究するのである。しかし、その実践に関しては、その行為に従わねばならない。つまり、それに対し何かを加減したり、また理性を行使したりすることは許されないのだ。なぜなら、もしウブーディーヤの事項において理性を行使した場合、他のあらゆる問題においても我々は理性を使うことになるからだ。例えば、巡礼のイバーダートの事項に関しては、黒石に口づけすること、タワーフ [小巡礼の際の儀式の一つで、カーバ神殿を左向きに7回まわる儀式]、サイー [カーバ神殿から少し離れたサルワとマルワの丘の間を7回行き来すること]、ジャムラート [悪魔を象徴する3本の石柱] に小石を投げることが挙げられる。もし我々が理性を使えば、これらの全ての行為は無駄であると、我々の理性は言うだろう。したがって、イバーダートの事柄においては命令に従うことが求められている。そして、行うよう命じられた場合は理性を行使することは許されず、もはや何も心配することなくコーランとハディースに従い、神とその使徒ムハンマドに命じられた行為を行うべきである。したがって、理性を使う場合もあれば、もし使えばイバーダートを損なう場合もあるのだ。

第二の回答は次の通りである。もし祖父母の教えがコーランとハディースの見解に反する、または相対すると判明した場合は、我々はそれを改め、考えなければならない。イスラム教が興ってから1,300年以上経つが、その過程で土着の慣習と交わり、その多くがイバーダートの事柄に取り込まれた。例えば、アイル・ヤー・スィーン [幸運を期待し、水に向かってコーラン「ヤー・スィーン」の章を読誦すること]、クンドウリ・タフリール、トッポン・タワル [婚礼の儀式などの際に、米粉を混ぜた水を新郎・新婦に振りかける伝統行事]、マンディ・マンディ [特定のイスラム月の時間に、呪いや不運を避けるために水浴びや沐浴をすること]、テバ・シリ [嘔みタバコ入れて、結婚式や祭事などで伝統的に用意される贈り物] などである。これらは全てヒンドゥーの慣習に由来する。これらはイスラムに取り入れられ、幾時代もの長きに渡って行われる慣習となった。そしてその内の多くはアッラーに対するタウヒード信仰となったのだ。

■ 第83号 [Qalam 1957.6: 13-15]

Q.472 (083-01)

断食中に私は身体の不調を感じ、医師に診てもらいました。そこで injection (注射による投薬) を受けました

が、これは法的にどうなりますか。

A.472

ある人物が病気に罹り、その病気で危険な状態に至る可能性があるならば、断食を中断することが許される。もし健康になれば、断食をカダー〔埋め合わせのため後から行うこと〕、あるいは断食を行う代わりにフィドヤ〔義務を免除される代わりに払う補償金〕を支払うことによって賄うことが許される。注射に関しては、それが理由で断食が無効になるかどうかの法的判断を正確且つ一般的に下すことはできない。なぜなら、注射には様々な状況があるからだ。ただ肉の浅い範囲に少し打つだけの場合もあれば、直接血管に入れる、あるいは血管の中に刺す場合もある。したがって、どのような種類の注射を受けるのか、またどこにそれを打つのかが判明していなければ、注射に関してぴつたりと当てはまる法は存在しない。よって、注射に関して特定の定めはないのである。判断できるのは、注射の状況と種類を確認する必要がある、ということだけである。

Q.473 (083-02)

海外から輸入した鰯の缶詰は法的にどうなりますか。というのは、私は第二次世界大戦時の元兵士に話を聞いたことがあるのです。鰯を缶詰に詰める際、それを豚の脂に浸していると彼は言いました。もし豚の脂に浸さなければ、その魚は長く持たない、というのです。私が得たその情報は信頼すべき情報、すなわち階級の高い英国人から得た情報です。

A.473

鰯に豚の脂が混合されていないかどうか正確に判断するには、この国の宗教当局が公平に判定する必要がある。そういった情報をそのまま採用してはならない。よって、あなたは宗教局にこの件に関する問い合わせの手紙を書き、そして宗教局がここマラヤ連邦で販売されている何種類かの鰯の缶詰を調査部門（検査官）に送り、そこで正確な回答を出してもらうよう要請する方が望ましい。すなわち、あなたが言うように本当に鰯の缶詰の中に豚の脂が使われているのかどうかを。

Q.474 (083-03)

キリスト教を学ぶ人はイスラム教に反することになりますか。キリスト教講座においては、我々の信仰に関して間違いなくイスラム教に反する問いが生じるのですが、にもかかわらずその講座を取る人々はイスラム

法的にどうなりますか。例えば、我々がイエスを神の子だと信じなければならぬ、といったことです。それ認める行為は多神崇拝に当たりませんか。

A.474

最初の質問に関する回答だが、彼らが規範としている固い信仰を我々が信じない限りは、たとえそれがキリスト教であろうと、有益と見なされる何らかの事柄を学ぶことはイスラム教で禁じられてはいない。とりわけイスラム教の布教者になろうとしている人々にとって、キリスト教について詳細に学ぶことは何も支障はない。それを学ぶことによってイスラム教とキリスト教の解釈を比較することができ、後にライバルたちの氣勢をそぐことが容易になるからだ。しかし、もしそれを学び、やがてキリスト教徒が規範としている教えを信じるようになったなら、それは禁止であることは言うまでもない。

同様に第二の質問に対する回答についても、我々はキリスト教徒の見解を知ること、詳しく分析することができる。しかし、イエスを神の子であると心から信じた者は多神教徒あるいは不信仰者であることは明らかである。なぜなら彼らが信じているような、最も神聖なる神は子供を持つことはないからだ。よって単に探求のためだけに学び、そして何らかの目的ゆえに上述のことを信じたりしなければ、その方法は違反ではないと我々は確信している。しかしキリスト教を学ぶにあたり、我々自身の宗教に関する信仰の土台が無いならば、その宗教を学んではならないと我々は忠告したい。なぜなら信仰の不足により、後にキリスト教徒の人々が信仰することを同じように信仰するに至ることを我々は懸念するからだ。

Q.475 (083-04)

私の記憶では、1956年発行の地元のマレー語紙によると、インドネシア共和国のある教授がロシア訪問から戻るや否や、次のような説明をしました。それは、ロシア国民は既に様々な領域で発展を遂げているが、さらに驚いたことに、ロシアの子供たちは小学校から大学を卒業するまで教育を無償（政府の負担）で受けており、もしそれが本当ならば、知識は生活のための武器であるゆえ、ロシア行政はこの地上に存在した最も優れた行政であることに疑いの余地はない、というものでした。一方、マラヤ政府は資格がある若者に対し奨学金を支給しないどころか、歳が2、3日だけ越えた生徒の入学を受け入れることもせず、他にも修学を規制

する様々な手段を取っているにもかかわらず、ロシア政府の欠点や腐敗を流布している、と言います。マラヤ政府の流布は単に虚偽のものなのか、あるいは自分たちの地位を守るためにただ国民の目を曇らせようとしているのか、またはその教授が偽りを述べているのでしょうか。

A.475

すべての国の政府や行政はそれぞれ、その国自身が望ましいとする手法に則り策定された教育政策をとっている。植民地支配者のとる方策では、教育政策はその国の子供たちの状態を脆弱化するために策定され、その国の子供たちが植民地支配に闘うために立ち上がることができないよう、そして外部の力に頼り期待することを習慣化させるために策定されるに至ったことは言うまでもない。そして、確かに共産主義国家では、その文化や共産主義の原理そのものに則って計画された様々な背景があり、共産主義者が望ましいとする型に従い、政府による無償教育が行われている。我々はそのようなことに驚いてはならない。なぜなら彼らはまだ子供の頃から、つまり5歳から幼稚園という形態の学校へ通うことが許されるが、子供たちは唯一共産主義の忠告を信じ、重視するようといった精神教育が施されている。そのような教育を強制することによって先程の子供たちが大人になった時、彼らの政府が仕立て上げた通り、自ずと他の考えを理解することはできなくなる。そこには宗教は存在せず、全てのものが存在しない。したがって、ロシア政府が作り上げ実施するもの以外に良き考えや見解を受け入れさせない教育とは、他でもなく共産主義が輝かしく前進し、自らの子供たちがそれを規範として固く狂信的に守るといふ一つの型を造ることなのだ。

一方、ここマラヤのような国の政府についてだが、我々は政府によって建てられ、植民地体制に応じ型にはめられた学校を数多く見てきた。とはいえ、ここではこの国の子供たちに、もし望むならば、ロシアのような行政が造った型にはめた教育とは別の教育を施すことが尚も可能である。ロシアでは、政府によって建てられたもの以外、学校は許可されていない。ここマラヤでは依然として宗教学校、すなわちキリスト教学校、イスラム教学校などの学校の運営が許されている。共産主義者になるという意味でも許されるのである。それは調査した上で、この国をダメにせず、強硬手段を実施しない限り許される。よって、この国では政府が造った型にはめた意見とは別の意見を表明する機

会が依然としてあるのだ。

またインドネシア評議会の発言自体、まさにその観念に則っている。すなわち、全てを無償で、そして全てを政府が支出して、政府が強制した学校のみ設立させる。しかしそれは、共産主義の信奉者あるいはロシア政府の追従者の老人たちが死亡した時に、既に若者たちが純粹で真の、そして確固たる共産主義者に完全になっていることを目的としている。

あなたは自分自身で考え、単に公立学校に関する事柄だけが許され、私立学校への入学が禁止されているかどうか、という周りの状況を見るとよいだろう。

■第84号 [Qalam 1957.7: 11-14]

Q.476 (084-01)

あなたからの最初の手紙を我々は受け取ったが、あなたが送ってくれた手紙には説明が書かれているだけで、何を尋ねたいのかが分からなかった。それゆえ我々はあなたに手紙を送り、「あなたが質問したい事柄は何か」を述べてくれるようお願いした。

A.476

しかし残念なことに、今日まで我々はあなたからの回答と説明を得ておらず、あなたはただ「なぜこの事柄に関して回答がないのか」と尋ねるだけであった。ここで報じることによってあなたが質問を送ってくれることを願う。あなたが送ってくれた手紙の内容との関連性を我々が調査できるように。

Q.477 (084-02)

先のラマダン月の夜に、私はあるモスクでコーランを美しく抑揚のある声で読誦しているのを聞きました。そして私はその読誦に心を惹かれました。しかし、私はその読誦されていたコーランの節の意味を理解していません。そこでここにそれを記します。

“Yā ayyuhā alladhīna āmanū lā tattakhidhū al-yahūda wa al-naṣārā aw liyā’u ba’duhum aw li yā’u ba’d. Wa man yatawallahum minkum fainnahū minhum. Inna Allāha lā yahdī al-qawma al-zālimīn” (コーラン「食卓」の章第51節)

上記の節の意味と、またそれ以外の意味も教えてくださいたいと思います。コーランを歌うように読誦することを求めるコーランやハディースの説明はありますか。あるいは、コーランを歌うように読誦することを禁じるアッラーの啓示や預言者ムハンマドの文言はありますか。

A.477

その節の意味は次の通りである。「信ずる者たちよ。ユダヤ教徒やキリスト教徒を指導者にしてはならない。彼らの同類が(当然) その同類の指導者となるのである。汝らの中で彼らを指導者とする者は誰でも、その者はまことに彼らの同類(となる)。まことに神は悪行の徒を導き給うことはない」¹¹⁾。

Awliyā'は友人という意味としても解釈されている。タフシール[コーランの解釈] 学者は友人の部分について、上述の人々(ユダヤ教徒とキリスト教徒)を親密な助け人として選び、ムスリムの状況を理解することという意味が望ましいとしている。歴史上この節が下されたのは、イスラムに対する上述の民族たちの裏切りが原因であった。それゆえ彼らを指導者にしないようイスラム教徒の人々に警告する啓示が下されたのである。『アル=マナール』の解釈の中で、この節のやり方に従って人が何らかの事柄に関し意味深い警告を受ける時のことを、この本の著者は次のように述べている。この節で神はムスリムがユダヤ教徒を指導者にすることを禁じられたと。しかしながら、通常神は二つの信徒の言い換えとして「啓典の民」という言葉が使われた。『アルマナール』によると、神が上述のことを禁じられた理由はユダヤ教徒とキリスト教徒が預言者ムハンマドとイスラム教を敵視したからであり、現在に至ってもなお彼らはイスラムの興隆を快く思っていない。

この事態が起きたのは彼らが啓典の民だからではなく、また、彼らが信仰する啓典による忠告が原因でもない。なぜなら、彼らが信仰する啓典による忠告はそのような行動をとるよう命じてはいないからだ。イスラムはその歴史の中で、彼らが我々の福祉のために働くことを禁じたのではなく、彼らを指導者にすることを禁じることを示した。なぜなら、たとえそれが良かろうとも、また状況がどうであろうとも、イスラム教が発展し興隆することを彼らは快く思わないからだ。したがって、この神による禁止は無論我々にとって一層明確である。確かにたとえイスラム教が、彼らから受ける影響に用心し、自分たちの解釈から外れないよう信徒たちに求めていたとしても、もしイスラム教を敵視する性状がなければ、そのような禁止は存在しな

11)「これ、汝ら、信徒の者、ユダヤ人やキリスト教徒を仲間にするでないぞ。彼らはお互い同士だけが親しい仲間。汝らの中で彼らと仲よくするものがあれば、その者もやはり彼らの一味。悪いことばかりしているあの徒をアッラーが導いたりし給うものか」(『コーラン(上)』p.186)。

かっただろう。

これらの説明をもって、イスラム教の精神を理解する偉大なカリフたちがなぜ人々を起用したのか、つまりユダヤ教徒やキリスト教徒の人々から成る役人たちを起用したのかを我々は理解できるだろう。そして、我々が歴史のページを開いた時、学問分野の発展のためにイスラム教が上記二つの宗教の信徒と関係を持っていたことを数多く見て取れるだろう。しかし、彼らはただ共に働いていただけで、友人や指導者にしたわけではない。この節の最後を思い出すといい。「汝らの中で彼らを指導者(首長)とする者は誰でも、まことに神は悪行の徒を導き給うことはない」。この事については、あなたもきっとその危険性を理解しているだろう。それゆえ現在の我々の状況や情勢の中で、我々の弱さゆえにたとえ彼らが指導者として任命されたとしても、その指導者に従う我々は彼らを直ちに信用してはならない。彼らが我々をどこに導くのかを疑い、詳しく調べるべきである。ゆえに、それぞれの闘いにおいて我々は断固としなければならない。つまり、自分たちの立場を定めることを知り、自分たちの安全のための闘いとしてそれを位置づけることを知り、神の禁止に反しないことを。

Q.478(084-03)

非常に年老いた人物が病気に罹り、いつも大量の排泄物を出し、さらに目が見えなくなり、礼拝を行っていません。これは法的にどうなりますか。

A.478

礼拝は宗教の柱である。老人あるいは若者は礼拝を行うことが義務付けられ、もし上記のような病気があるならば、その人物はそこにある排泄物を全てきれいにした後で肛門を隠し、そして礼拝を行わなければならない。病気だからといって礼拝が免除されるわけではなく、礼拝に関する規制は尚も存在する。力が出ないならば彼は座ることが許されるし、立ち上がれないなら合図を以て行うことが許される。いずれにせよ、礼拝は果たさなければならないのだ。

Q.479(084-04)

独立国における憲法の条項の全てを改正することは許されますか、あるいは許されませんか。

A.479

憲法の条項は、もし規制が緩い、あるいは不適切だと判明した場合に、時々改正したり、条項を加減したり

することができる。しかしその改正は個人が行ってではなく、専門家による承認がなければならない。

Q.480(084-05)

一部の人たちが実施しているように、まだ成人しておらずムカッラフ〔責任能力のある者〕でない者へのフィトラを払う義務は両親あるいは保護者に課されていますか。なぜなら、イスラムの五行を行うよう義務付けられているのはムカッラフや成人した人々だけだからです。もし子供の両親や保護者に対して課されているなら、まだ成人あるいはムカッラフになっていない彼ら子供たちのためになぜ他のイスラムの五行を両親が行わないのでしょうか。ファルドゥ〔義務〕の礼拝のカダーを行う（償いの負債を負う）人々が死者の礼拝を代わりに行うことがなぜ許されないのかと一部のウラマーは言います。もしその地域にファルドの礼拝を完遂した者がいなかったら、どうしたらいいのでしょうか。他の地域からファルドの礼拝を完遂した者を探さなければいけませんか。

A.480

使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「イブン・ウマルは伝えている。神の御使いは奴隷、自由民、老若男女にかかわらず、ムスリムに対して一サーア〔穀物の単位〕の干しナツメヤシの実、あるいは一サーアの大麦をザカート・フィトラとして義務付けられた。また神の御使いは、（ハリ・ラヤの）礼拝に行く前にザカートを支払うよう命じられた」（ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース）。

これにより、その責任ゆえに父親が子供のためにザカートを支払うよう命じられていることは明らかである。その他の事項に関しては、子供が成人する前に宗教の命令、とりわけ礼拝に関してそれを実行するよう教えることが父親にとって義務であり、もし子供が嫌がれば強制しなければならない。まだ子供が幼い場合は、成人になった時以外に、神に対して何かを実践する責任はない。父親の責任は宗教を信仰する道を子供に伝えることである。なぜなら子供はまっさらな布と見なされており、その両親が子供をキリスト教徒やユダヤ教徒、あるいはゾロアスター教徒にするからだ。もし生まれた子供が成人する前に、つまり能力を有する前にイバーダートの義務が課され、そのイバーダートを両親が担うとすれば、それは極めて負担のかかる事態となる。イスラム教はそのようなことは教えてはいない。

Q.481(084-06)

（ジョホール州宗教局のファトワを受けて）質問致します。（1）イアーダ〔礼拝が満足にできなかった場合に、再度同じ礼拝を行うこと〕を義務と定めるコーランやハディースの文言はありますか。（2）ズフルやアスル〔午後〕の礼拝などの礼拝を違う時間帯に繰り返すことは許されますか。例えば、イシャーの礼拝の時間にズフルの礼拝を繰り返すことです。

A.481

あなたの質問や不満については、そのファトワを出したジョホール州政府のムフティに尋ねるのが一番いいだろう。我々はまだそのファトワを詳しく見ていないので、願わくはムフティの説明であなたが満足できるように、あの方に不満を述べるのがいいだろう。

Q.482(084-07)

この地ではヒジュラ歴1376年の断食明けのハリ・ラヤが二日間、すなわち1957年の5月1日と5月2日に祝われました。しかし、この地にいる90%以上のイスラム教徒は5月1日に礼拝を行っていました。そして、これは一人のイマームの決定に従ったものです。知識があり、礼拝を5月2日に行ったあるアッラーの僕が、そのイマームの次のような発言を耳にしました。「5月2日に礼拝を行う者は宗教の知識がない」。

一人の（イスラムの）神の僕は、ある（イスラム教の）教師から、長老（元イマーム）やハジ〔メッカ巡礼をした男性の称号〕を含むイスラム教徒の一団の前で不信仰者と言われました。それはそのアッラーの僕が5月1日にハリ・ラヤを祝ったことが原因で、それは30日間（？）の断食期間を満たしていないことを意味するといえます。導師はそのアッラーの僕が悔い改め、その集団の前で三回懺悔し、断食の償いをするようにとのファトワを出しました。よって私は以下について貴殿にご説明願いたいと思います。（1）この問題においてはどの立場が正しいのでしょうか。また、（2）イスラム教徒が同じイスラム教徒に対し、断食に関して不信仰者と呼ぶことは許されますか。断食期間は30日間を満たさなければなりませんか。もし満たさなければ償うべきでしょうか。

A.482

断食明けのハリ・ラヤに該当するハディースはいくつかある。それらのハディースの中で次のように容認されている。それは、断食を始めるのは月を見てから、すなわちラマダン月に入ってからでなければならない。

そしてハリ・ラヤを祝うのは月を見てから、すなわちシャワール月に入ってからでなければならない、ということである。他のハディースでは、使徒ムハンマドとその集団はヒサブ(計算)を知らなかったこと示している。また他にも、月を観察することによって断食を始めたり、ハリ・ラヤを祝ったりすることを許すとするハディースもある。また、計算(ヒサブ)を用いることによって断食を始めたり、ハリ・ラヤを祝ったりすることを許すとするハディースもある。また月を観察した人からの知らせを受けて断食を始めることを許すハディースもあれば、自分の目で月を見た人からの情報を聞いたうえで他の人が断食することを許すとするハディースもある。この断食に関する複数のハディースの中で、断食をちょうど30日間行うことが義務であると定めるものは一つもない。使徒ムハンマドの時代には、断食を29日しか行わなかったといった事例が数多く起きていた。断食を30日間以上行うことを定めることは許されないのだ。

あなたがおっしゃったような、人が不信仰者になることに関して、我々はまだ文言を見つけていない。二つの信仰告白の言葉を述べた者は不信仰者になることはない。なぜなら、断食はイスラム教徒になった人にとっての義務であって、もしその者がイスラムの法に反した場合、その者は罪に向き合うのであり、そのことで不信仰者にはならないからだ。

■第85号 [Qalam 1957.8: 18-19]

Q.483 (085-01)

私はある生命保険会社の、20年間で三千ドルの保険料を支払う保険に入ろうと思っています。この件に関して、宗教の観点から貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.483

この問題については既に過去のコラムで詳しく回答した。そのなかで生命保険の規定上実施される説明や方法を述べ、生命保険に入ることは法的に禁止であると指摘した。『カラム』の以前の号を調べてみて頂きたい。

Q.484 (085-02)

カウム・ムダ[青年派]の主張とは何ですか。またカウム・トゥア[長老派]との違いは何でしょうか。そしてカウム・ムダはアッラーのみもとで受け入れられることはないのでしょうか。

A.484

この事柄については、少し前にこのコラムで回答した

ことがある。カウム・ムダの意見は、全ての実践はコーランとハディース、そして教友らのイジュマを規範とせねばならず、使徒ムハンマドとその教友らの時代に生じたことがない事項においては、(イバーダート以外の事項に関し) キヤースを加えなければならない、というものである。一方、カウム・トゥアの解釈では、通例通り、各々の学派のイマームたちの引用や解釈を規範としている。あなたはご自分でこの件に関し比較を行うことができるだろう。

Q.485 (085-03)

執筆の技術を磨くには何が良策となるでしょうか。私は作家になりたいと思っていますが、まず先にその技術を学ぶべきか、あるいは著名な作家の著書をよく読むべきか、あるいは自分の知識の範囲内で経験にもとづいて執筆を試みるのでしょうか。

A.485

作家になる方法の一つとして、読書量、とりわけ一般知識を内容とする本の読書量を増やすことが挙げられる。これにより、あなたは以下二つのことを身につけることができる。第一に、作家の書き方の手引きを習得すること。第二に将来書く題材となるような一般的な題材を得ることである。それ以外に記者が注意し調査すべき事は、執筆上の規定である。すなわち様々な事柄に関する政府の規制である。それは英語で言うと、rebel(反逆)、seditious(煽動)、slanders(中傷)などである。上記の事柄を認識すれば、あなたは後に次のような何らかの文章や単語に縛られることなく言葉を使うことができるだろう。それは、～した後で、～になるだろう、～のようだ、おそらく、たぶん、～と言われる、～だろう、～の考えによると、など、文章に関する法律から逃れるため手段となりえる言葉である。これこそが「ジャーナリズム」と言われるもので、人がその言葉に対し法的に訴えにくくなる言葉だ。

これらを全て身につけるには訓練が必要であり、勤勉に、真面目に、飽くなき努力をする必要がある。執筆には多くの分野がある。本の作家、雑誌の執筆家、新聞の作家、つまり記者やニュースの校閲者など、それぞれの分野にはそれぞれの専門性が必要とされる。

Q.486 (085-04)

イスラム教徒同士の間でちょっとした争いが起こり、その内の一人がイスラム教徒による解決を望まず、直接裁判所に訴え、非イスラム教徒の判事に裁いてもら

うとしたら、それは法的に、そしてその結果はどうなりますか。

A.486

最善なのは、その争いを仲裁人が解決することであり、またその内の一人が寛大になる、つまり許容することである。イスラム教徒同士にとってはこの方法が最善な提案であり、互いのイスラムの同胞心を示す上でより有益である。しかし、もしこの事態が解決できない場合、この国ではおのずとイスラム法を実施できない状況下にあるため、それはイスラム法に則った裁定ではないが、非イスラム教徒の判事がこの国の法に則り判決を下すことは違法ではない。我々はその法に服さねばならない。なぜなら、もし何らかの判決が出されたならば、法的にはそれを実施あるいは執行できる権限を有しているからだ。

Q.487(085-05)

モスクのカティブ〔金曜礼拝で説教を行う人〕が説教の務めを果たそうとせず、また金曜礼拝にも来ようとしなかった場合、それは法的にどうなりますか。

A.487

そのような行為は職務不履行と呼ばれ、他の人と交替させるべきである。彼が金曜礼拝に来ないことに関しては、もし身体が弱っているわけではないなら、それは罪である。なぜなら、金曜礼拝は居住者にとっても旅行者にとっても義務の礼拝だからだ。この事柄については本誌で既に数多く言及した。それらを再度調べて頂きたい。

Q.488(085-06)

両親が子供を幼い頃から成人に至るまで教育し、そして学校へ通わせ、あるいはボンドック〔イスラム教を教える寄宿学校〕で学ばせ、父親がその学費を月々支払いました。修業期間を満了した子供が帰ってきましたが、バルザンジ〔預言者ムハンマドの生涯を讃える詩〕を読むことができません。誰が間違っていたのでしょうか。その道を教えて下さい。

A.488

罪があるのは子供自身である。なぜなら、その子供が怠慢で、勤勉に学ばなかったからだ。一方、覚えておくべきは、バルザンジの内容は単に預言者ムハンマドの生涯の歴史の伝承であるため、それを学ぶことは義務ではない。